



第2期

みやき町子ども・子育て

支援事業計画

令和2年3月
みやき町

はじめに

みやき町の子育て支援の取り組みにおいては、第1次総合計画及び第2次総合計画の基本目標をまちづくりの柱とし、行政の運営を行ってきました。

その重点目標として「定住総合対策事業」「子育て支援のまちづくり」「健幸長寿のまちづくり」を掲げ、公民連携のプロジェクトにより施策をさらに加速させてきました。「定住総合対策事業」においてはPFI方式による「定住促進住宅」や民間と連携した「土地の分譲・住宅建設」「企業誘致」等の施策を進め、その結果6年連続の転入超過、さらには旧3町時代より続く人口減少に歯止めがかかり22年ぶりに人口増となりました。



「子育て支援のまちづくり」の施策につきましては、「すべての子どもたちが健やかに成長できる地域社会づくり」を基本理念に掲げ、平成17年3月に「みやき町次世代育成支援行動計画」を作成し、また、少子化の急速な進展や地域の絆の低下、核家族化など子どもを取り巻く環境の変化に対応するため、平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」においても、「子育て支援のまち」宣言を行い、平成27年度から「第1期子ども・子育て支援事業計画」を作成して各種事業を実施してきました。

子育て支援をまちづくりの第一の課題として、平成26年度に児童館を新設するとともに、子ども未来課を設置、学校給食費の完全無償化や18歳までの医療費助成を実施するとともに産前産後のケアや子育てのサポート事業を推進し、子育て世代が住みたいまちづくりを目指し施策を進めております。

今回、「第1期子ども・子育て支援事業計画」作成より5年経過に伴い、これまでの各種事業の取り組みと近年の課題等に対応する内容を盛り込んだ「第2期子ども・子育て支援事業計画」を作成いたしました。子どもは社会の希望であり、未来の力です。次世代の社会を担う子どもを安心して産み、育てることができる環境を整備し、子どもが健やかに育つことができる社会の実現のために取り組んでおります。

今後も、魅力あるまちづくりを継承し、次世代を担う子どもたちが未来を語り、「住み続けたいまち」を目指して本事業計画のもと、子育て支援を進めてまいります。

令和2年3月

みやき町長 末安 伸之

目次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	2
2 計画の法的根拠と位置づけ	3
3 計画策定の背景	4
4 計画の期間	7
第2章 子ども・子育てを取り巻く現状	9
1 統計でみるみやき町の子ども・子育ての現状	10
2 みやき町の子育て家庭の状況	14
3 みやき町を取り巻く課題	32
第3章 計画の基本的な考え方	33
1 基本理念	34
2 本町の目指すべき姿と基本的な視点	35
3 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保	37
4 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保	37
第4章 計画の内容	39
1 基本理念・基本方針を具体化する事業	40
第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策について	57
1 区域の設定	58
2 子ども・子育て支援事業の量の見込みに対する確保方策	58
3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	61
第6章 子どもの貧困対策	69
1 基本的な考え方	70
2 施策の体系	72
第7章 計画の推進	81
1 計画の推進体制	82
2 進行の管理	82
資料編	83

第 1 章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

みやき町では「子育てするならみやき町」をスローガンに子育て対策の課題と位置づけ、平成 24 年 9 月に「子育て支援のまち宣言」を行い、子育て支援に積極的に取り組んでいます。

本町においては、平成 17 年 3 月に「次世代育成支援行動計画」を策定し、次世代育成支援を総合的かつ計画的に推進してきました。また、平成 27 年度に「みやき町子ども子育て支援事業計画」(以下、「第 1 期計画」)を策定し、子ども子育てに関する取り組みを総合的に推進してきました。

このたび、第 1 期計画が、令和元年度で計画期間が満了となることに伴い、近年の社会潮流や本町の子どもを取り巻く現状、計画の進捗状況を確認・検証し、子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境整備をより一層促進することを目的とし、第 1 期計画の理念や視点を引き継ぎ、「第 2 期みやき町子ども・子育て支援事業計画」(以下、「本計画」)を策定します。



2 計画の法的根拠と位置づけ

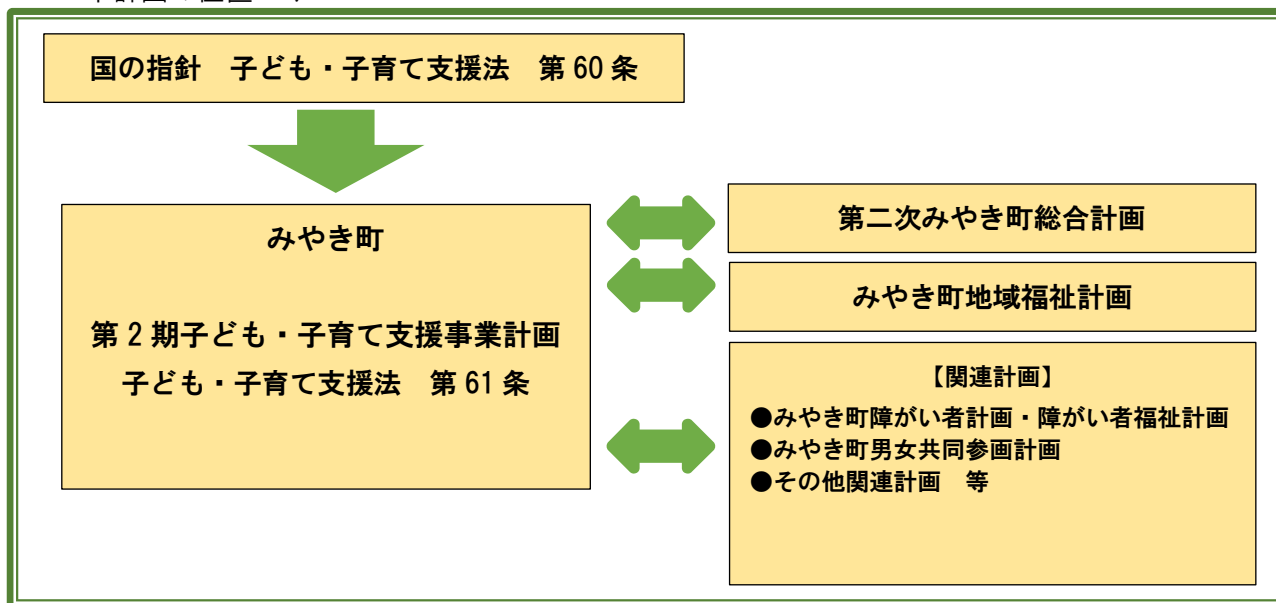
本計画は、「子ども・子育て支援法」第 61 条に基づく市町村行動計画で、子ども・子育て支援にかかる総合的な計画として策定するものです。

計画の策定にあたっては、本町の上位計画である「第二次みやき町総合計画」をはじめ、「みやき町地域福祉計画」、その他の関連計画との整合を図っていきます。

また、教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の量を確保する上で必要な施策を展開していくため、本計画では次世代育成支援対策推進法第 8 条に基づく「市町村行動計画」、母子及び父子並びに寡婦福祉法第 12 条に基づく「自立促進計画」を内包し、次世代育成支援計画及び母子保健計画としても策定します。

加えて、平成 30 年 9 月には、文部科学省より「新・放課後子ども総合プラン」についての通知が示されており、この中で、市町村においても求められる役割があるため、本計画の中で定めています。また、本計画は、「子どもの貧困対策」及び「児童虐待防止対策」に関する内容を盛り込んで策定しています。

■本計画の位置づけ



3 計画策定の背景

(1) 子育てをめぐる全国的な現状・課題

①子育て環境の変化

平成 26 年、「まち・ひと・しごと創生法」が制定され、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が策定されると、わが国において長期的に大きな課題となっている少子高齢化と人口の減少に対応するための様々な施策がスタートしました。

特に、子ども・子育ての分野においては、若い世代が希望するときに結婚し、安心して妊娠・出産・子育てできる環境の整備を計画的に進めていくための指針が示されました。

また、経済の長期的な低迷傾向や男女共同参画意識の醸成などにより、共働き世帯はさらに増加しています。本計画においても、「父母その他の保護者は、子育てについての第一義的責任を有する」という考え方を基本としていますが、子育てが父母や家庭内で完結するものではない状況がより鮮明になっており、職域や地域等の社会がそれぞれの立場から相応の負担を引き受け、協力し合いながら子育てを進めていくことが不可欠となっています。

②支援が必要な子どもへの対応

厚生労働省が実施する「国民生活基礎調査」によると、わが国の6人に1人の子どもが相対的な貧困状況にあり、特に、ひとり親家庭では半数以上が相対的な貧困状況に該当していると報告されています。また、近年、子どもに対する虐待やいじめ、及びそこから派生する子ども・子育て世帯の社会的な孤立等が大きな問題となっています。

国では、子どもの貧困対策を総合的に推進するため、平成 26 年に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を施行し、また、あらゆる人が支援の制度の狭間に陥ることを防ぎ、地域共生社会の中で丸ごと支えていくため、平成 29 年には社会福祉法を改正しました。今後も増加・顕在化がみられる生活困窮、子どもの貧困、権利擁護、虐待防止等の課題に対して、一層の社会的な関心と支援が必要とされています。

③保護者等の働き方の変化

共働き世帯が増加傾向にあるなかでは、保護者が働きやすい環境にあることが、安心して妊娠・出産・子育てできることに繋がります。

国の働き方改革実現会議において「働き方改革実行計画」が策定され、そのなかで国は子育てと仕事の両立がしやすい支援制度の整備を進めることとされています。また、男女共同参画社会の実現に向けた様々な取り組みがなされる一方、育児休暇の取得や平日の子どもとの関わりは未だ父母の間で大きな差があり、今後、「夫は仕事、妻は家事」といった固定的な性別役割分担意識を変えていくことが望まれます。

(2) 子ども・子育て支援新制度について

前述のような子育てをめぐる全国的な現状・課題に対応するため、平成 24 年8月に成立した子ども・子育て関連3法に基づき、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」や「保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善」、「地域の子ども・子育て支援の充実」を計画的に進めるための新たな制度が平成 27 年4月に施行されました。

子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て支援法に基づき、この子ども・子育て支援新制度を踏まえて策定するものです。

■新制度のポイント

- ①認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設
- ②認定こども園制度の改善（幼保連携型認定こども園の改善等）
- ③地域の实情に応じた子ども・子育て支援（地域子ども・子育て支援事業）の充実
- ④市町村が実施主体となる
- ⑤社会全体で費用を負担（消費税の引き上げにより充実に向けた予算を確保）
- ⑥政府の推進体制を整備
- ⑦子ども・子育て会議の設置
- ⑧仕事・子育て両立支援事業（企業主導型保育事業等）の創設（H28 より。国が実施主体）

※国の制度説明資料（「子ども・子育て支援新制度について（平成 30 年5月）」、「子ども・子育て支援新制度なるほどBOOK（平成 28 年4月改訂版）」）等を参照

■新制度の事業・給付体系

市町村主体で行う事業		国主体で行う事業
<p>認定こども園・幼稚園・保育所等、共通の財政支援</p> <p>施設型給付</p> <p>認定こども園 幼稚園と保育所の機能や特徴をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設</p> <p>幼稚園 小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う学校</p> <p>保育所 就労などのため家庭で保育できない保護者に代わって保育する施設</p> <p>地域型保育給付</p> <p>小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育 少人数で、0～2歳の子どもを保育する事業</p>	<p>地域の实情に応じた子育て支援</p> <p>地域子ども・子育て支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者支援事業 ・地域子育て支援拠点事業 ・一時預かり事業 ・乳児家庭全戸訪問事業 ・養育支援訪問事業等 ・子育て短期支援事業 ・子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業） ・延長保育事業 ・病児保育事業 ・放課後児童クラブ ・妊婦検診 ・実費徴収に係る補足給付を行う事業 ・多様な事業者の参入促進・能力活用事業 	<p>仕事と子育ての両立支援</p> <p>仕事・子育て両立支援事業</p> <p>～平成 28 年度創設～</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業主導型保育事業 従業員の多様な就労形態に対応できる保育施設の設置・運営の費用を助成する ・企業主導型ベビーシッター利用者支援事業 残業や夜勤等でベビーシッターを利用した際に費用の補助を受けることができる

(3) 第2期計画の策定にあたって踏まえるべき政策動向

第1期計画の後継となる本計画においては、近年の政策動向を踏まえた内容を反映することとされています。主な政策動向としては、以下のような内容があります。

①幼児教育・保育の無償化

平成29年の「働き方改革実行計画」や「経済財政運営と改革の基本方針について2017(骨太の方針2017)」において実施が提言されており、その後、平成30年の内閣府「子ども・子育て会議」において、幼児教育無償化の制度の具体化に向けた方針の概要が示されました。

令和元年10月より、以下のように、教育・保育施設の利用料が無償化されました。

教育・保育施設	対象と無償化の内容
	<p>●3～5歳: 幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育、企業主導型保育(標準的な利用料)の利用料無償化</p> <p>※新制度の対象とならない幼稚園については、月額上限2.57万円(注: 国立大学附属幼稚園0.87万円、国立特別支援学校幼稚部0.04万円)まで無償化</p> <p>※原則、小学校就学前の3年間を無償化。ただし、幼稚園については、学校教育法の規定等に鑑み、満3歳から無償化。</p> <p>※各種学校については、幼児教育を含む個別の教育に関する基準はなく、多種多様な教育を行っており、また、児童福祉法上、認可外保育施設にも該当しないため、無償化の対象外。上記以外の幼児教育を目的とする施設については、乳幼児が保育されている実態がある場合、認可外保育施設の届出があれば、保育の必要性のある子供については無償化の対象。</p> <p>※保護者から実費で徴収している費用(通園送迎費、食材料費、行事費など)は、無償化の対象外。食材料費については、保護者が負担する考え方を維持。3～5歳は施設による実費徴収を基本。低所得者世帯等の副食費の免除を継続し、免除対象者を拡充(年収360万円未満相当世帯)。</p> <p>●0～2歳: 上記の施設を利用する住民税非課税世帯を対象として無償化</p>
	<p>●保育の必要性の認定を受けた場合、幼稚園に加え、利用実態に応じて、月額1.13万円までの範囲で無償化</p> <p>※保育の必要性の認定: 2号認定又は2号認定と同等の認定(無償化給付のために新たに法制化)</p> <p>※預かり保育は子ども・子育て支援法の一時預かり事業(幼稚園型)と同様の基準を満たすよう指導・監督</p>
	<p>●3～5歳: 保育の必要性の認定を受けた場合、認可保育所における保育料の全国平均額(月額3.7万円)までの利用料を無償化</p> <p>※認可外保育施設のほか、一時預かり事業、病児保育事業及びファミリー・サポート・センター事業を対象。</p> <p>※上限額の範囲内において、複数サービス利用も可能。また、幼稚園が十分な水準の預かり保育を提供していない場合などには、幼稚園利用者が認可外保育施設等を利用する場合も無償化の対象。</p> <p>※都道府県等に届出を行い、国が定める認可外保育施設の基準を満たすことが必要。ただし、経過措置として5年間の猶予期間を設定。</p> <p>●0～2歳: 保育の必要性があると認定された住民税非課税世帯の子どもたちを対象として、月額4.2万円までの利用料を無償化</p>

②子育て安心プラン等を踏まえた動き

待機児童の解消に向けた保育の受け皿拡大を図るため、「待機児童解消加速化プラン」の次期計画となる「子育て安心プラン」が平成29年6月に策定され、女性就業率80%に対応できる32万人分の保育の受け皿整備を令和4年度末までに実施することとされました。

③放課後児童クラブの受け入れ拡大（新・放課後子ども総合プラン）

近年、女性の就業率の上昇や労働需要の高まり等を背景として増加する放課後児童クラブの待機児童に対応し、さらなる受け皿拡大や育成支援の内容の質の向上を進めていくこととなっています。

放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体型の教室を全国で1万箇所以上設置すること、新規開設する教室については、80%以上は小学校内の余裕教室を活用することが求められています。

④平成28年の児童福祉法改正による社会的養育に関する抜本的な改正

すべての児童が健全に育成されるよう、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策のさらなる強化等を図るため、児童福祉法の理念を明確化するとともに、母子健康包括支援センターの全国展開、市町村及び児童相談所の体制の強化、里親委託の推進等の所要の措置が講じられました。

同時に、市町村は、子ども家庭総合支援拠点の整備に努めなければならないことが規定され、その後、国は「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」(新プラン)において、2022年度までに全市区町村に拠点を設置するという目標を掲げています。

⑤子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部改正

令和元年、子どもの貧困対策の推進に関する法律が一部改正され、子どもの貧困対策を「子ども一人一人が夢や希望を持つことができるようにするため、子どもの貧困の解消」に向けて推進することが明記され、市町村における子どもの貧困対策について計画を定めるよう努めるとされています。また、子どもの貧困に関する指標として「ひとり親世帯の貧困率」「生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率」が追加されました。

4 計画の期間

本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5か年とします。計画の最終年度である令和6年度には、計画の達成状況の確認と見直しを行います。

(年度)

H27~H31/R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
2014~2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027
第1期計画	第2期みやき町子ども・子育て支援事業計画 (本計画)							
						評価・ 次期計画策定	次期計画 (令和7年度~)	

第2章 子ども・子育てを取り巻く現状

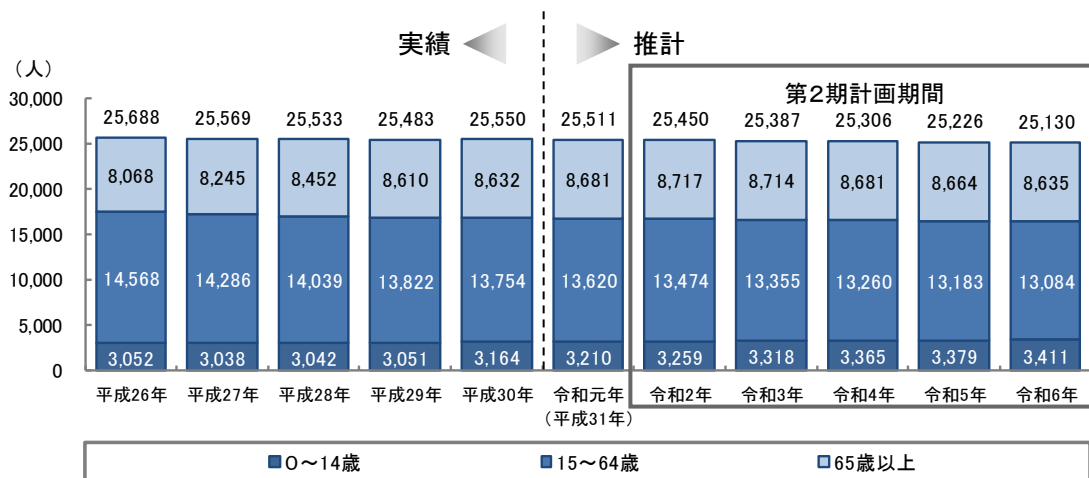
1 統計でみるみやき町の子ども・子育ての現状

(1)人口の状況

総人口は平成26年以降、25,000人前後で推移しています。年齢3区分別にみると、年少人口は、平成29年まで減少傾向にありましたが、それ以降増加に転じています。生産年齢人口(15～64歳)は減少傾向にあり、老年人口(65歳以上)は増加傾向にあります。

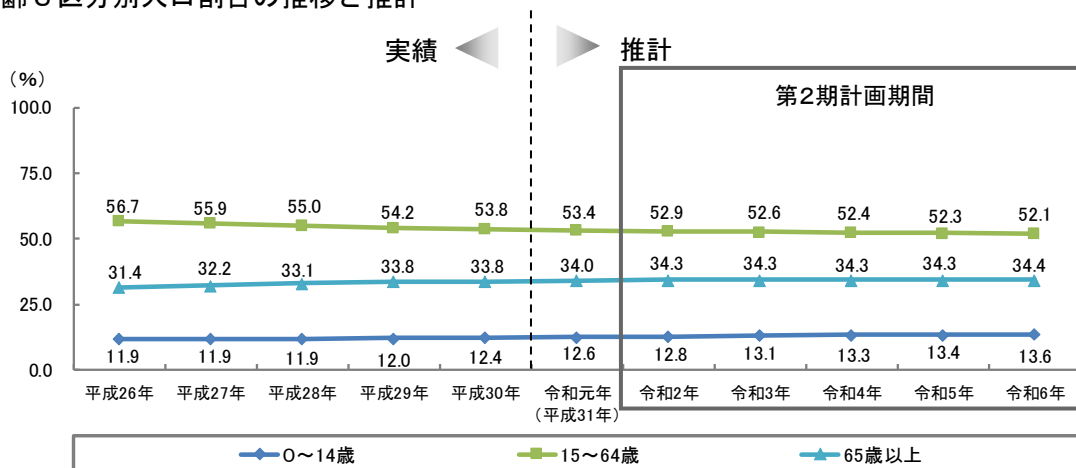
年齢3区分別人口割合をみると、高齢人口割合は漸減傾向となっており、年少人口は漸増傾向にあります。

■年齢3区分別人口の推移と推計



資料：実績…年齢別人口統計表（各年12月1日現在）
推計…平成26年～平成30年の実績に基づき、コホート変化率法により算出

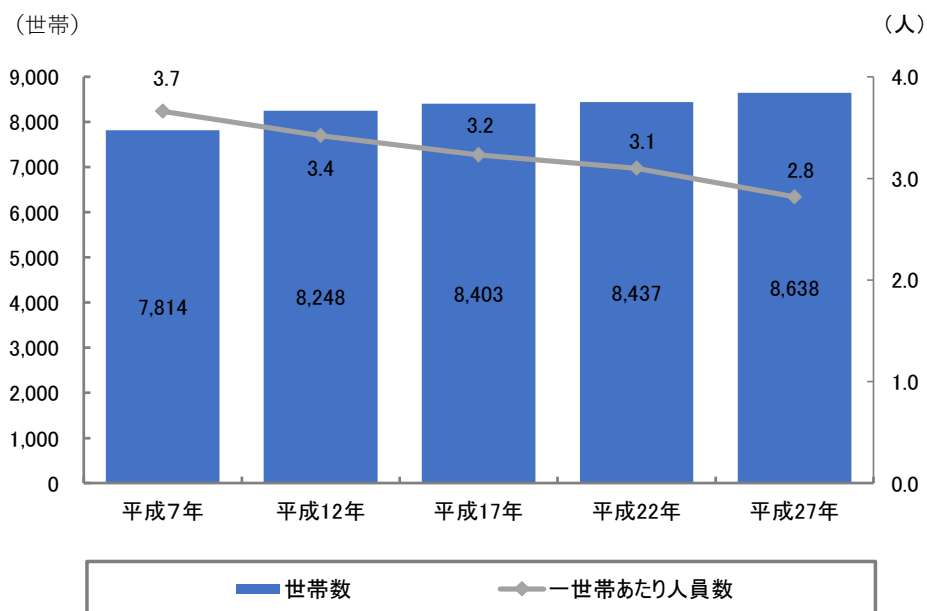
■年齢3区分別人口割合の推移と推計



資料：実績…年齢別人口統計表（各年12月1日現在）
推計…平成26年～平成30年の実績に基づき、コホート変化率法により算出

(2) 世帯の状況

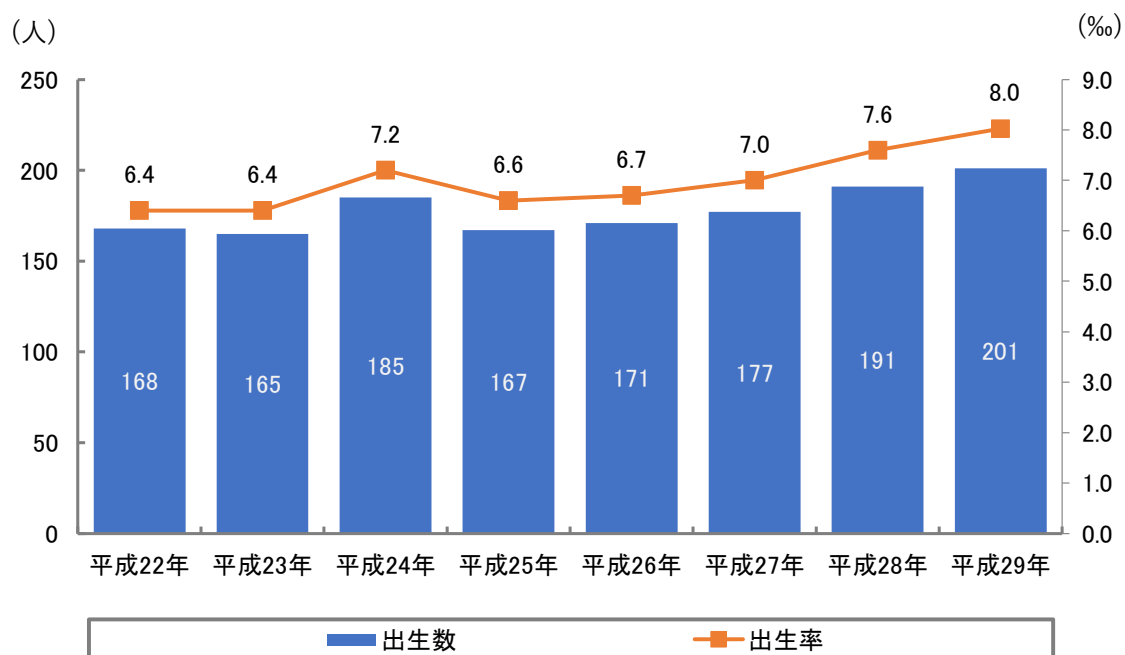
みやき町の世帯数は、増加傾向にあります。一方、一世帯あたりの人員は、平成7年の3.7人から平成27年の2.8人と減少傾向にあり、核家族化の進行がみられます。



資料：国勢調査

(3) 出生数と出生率の推移

みやき町における出生数と出生率は、平成25年から増加傾向にあります。

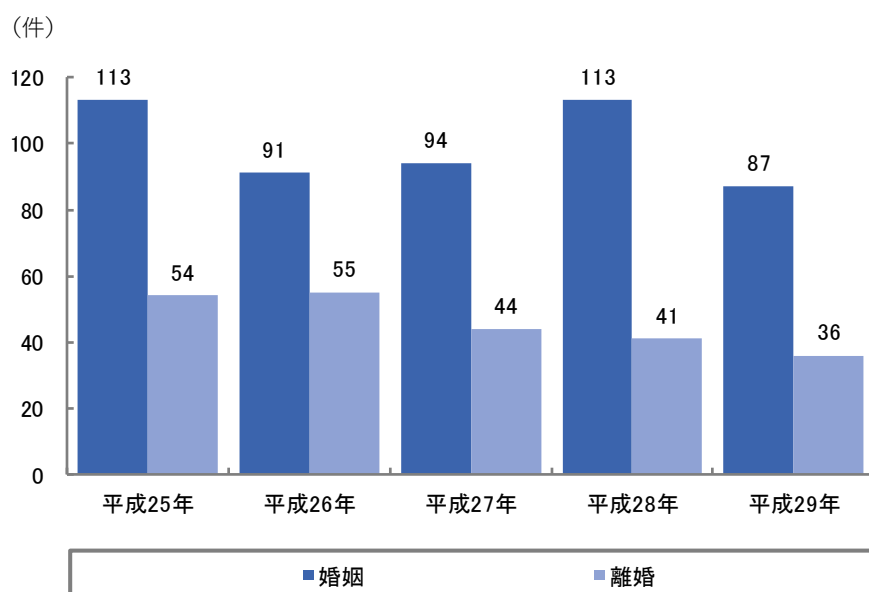


資料：佐賀県人口動態統計

(4) 婚姻と離婚

婚姻については、平成 25 年、平成 28 年の 113 件が最も多く、平成 29 年の 87 件が最も少なくなっています。

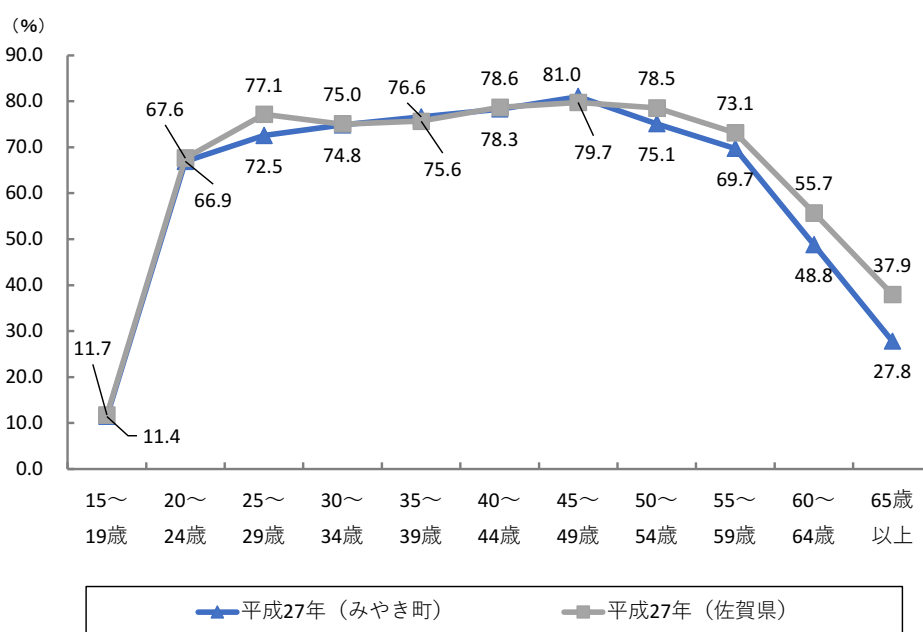
離婚については、平成 26 年の 55 件が最も多く、平成 29 年の 36 件が最も少なくなっています。



資料：佐賀県人口動態統計

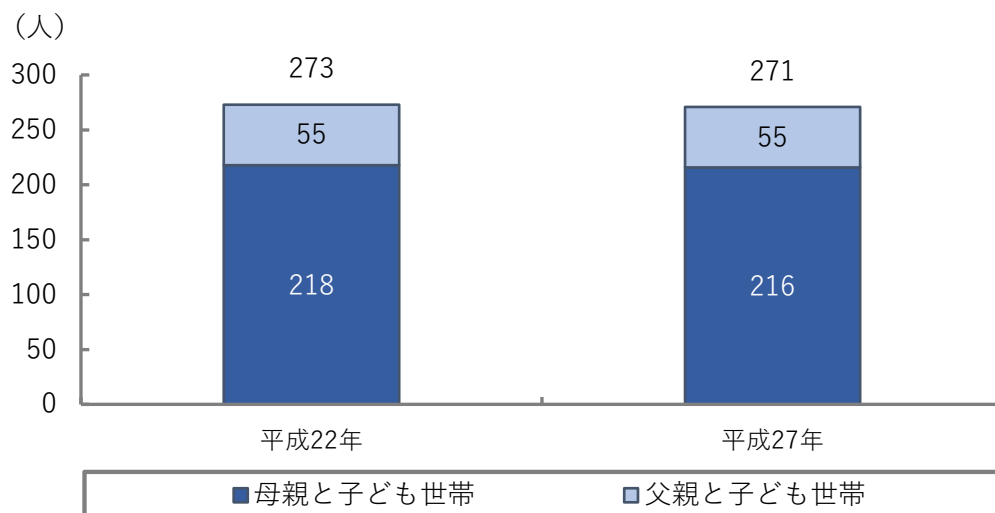
(5) 女性の就業率の状況

みやき町の女性の年代別就業率をみると、20 歳から 49 歳までいわゆる M 字のカーブを描かずに増加しています。



(6)ひとり親世帯の状況

ひとり親と子ども世帯(18歳未満の子どもがいる一般世帯)の世帯をみると、母親と子ども世帯が約220世帯、父親と子ども世帯は約50世帯となっています。



資料：国勢調査



2 みやき町の子育て家庭の状況

平成 30 年 12 月～平成 31 年1月に実施した、「みやき町子どもと子育てに関するアンケート」(以下、「町民アンケート調査」)の結果より、本町の小学校就学前児童(「就学前」)の保護者、及び小学生児童(「小学生」)の保護者の状況を示します。

(1) 町民アンケート調査概要

項目	内容
調査地域	みやき町全域
調査対象者	みやき町在住の就学前児童の保護者、みやき町在住の小中学生児童の保護者
調査期間	平成 30 年 12 月～平成 31 年 1 月
調査方法	(未就学児) 保育施設を通じた配布・回収 (小学生、中学生) 学校での配布・回収
配布・回収	就学前児童保護者：930 件（有効回収数 533 件）（回収率 57.3%） 小学生児童保護者：818 件（有効回収数 481 件）（回収率 58.8%） 中学生児童保護者：391 件（有効回収数 265 件）（回収率 67.8%）

(2) 町民アンケート調査の結果

①世帯類型

就業形態により世帯の類型化を行うと、以下のようになります。子どもの両親が共にフルタイムで働いている世帯の割合は、子どもの年齢が上がるにつれて減少していますが、逆にフルタイムとパートタイムの形態で共働きしている世帯、専業主婦(夫)の割合は増加しています。

(単位:%)

世帯類型 調査対象		フルタイム×フルタイム	フルタイム×パートタイム	パートタイム×パートタイム	専業主婦(夫)	無職×無職
就学前児童	合計 (N=470)	43.2	40.6	0.9	14.9	0.4
	0 歳 (n=3)	66.7	33.3	0.0	0.0	0.0
	1 歳 (n=39)	66.7	23.1	2.6	7.7	0.0
	2 歳 (n=47)	57.4	34.0	0.0	8.5	0.0
	3 歳以上 (n=381)	38.8	43.3	0.8	16.5	0.5
小学生	合計 (N=321)	32.7	50.8	0.3	16.2	0.0
	低学年 (n=118)	35.6	44.1	0.0	20.3	0.0
	高学年 (n=203)	31.0	54.7	0.5	13.8	0.0
中学生 (n=108)		34.3	55.6	0.9	9.3	0.0

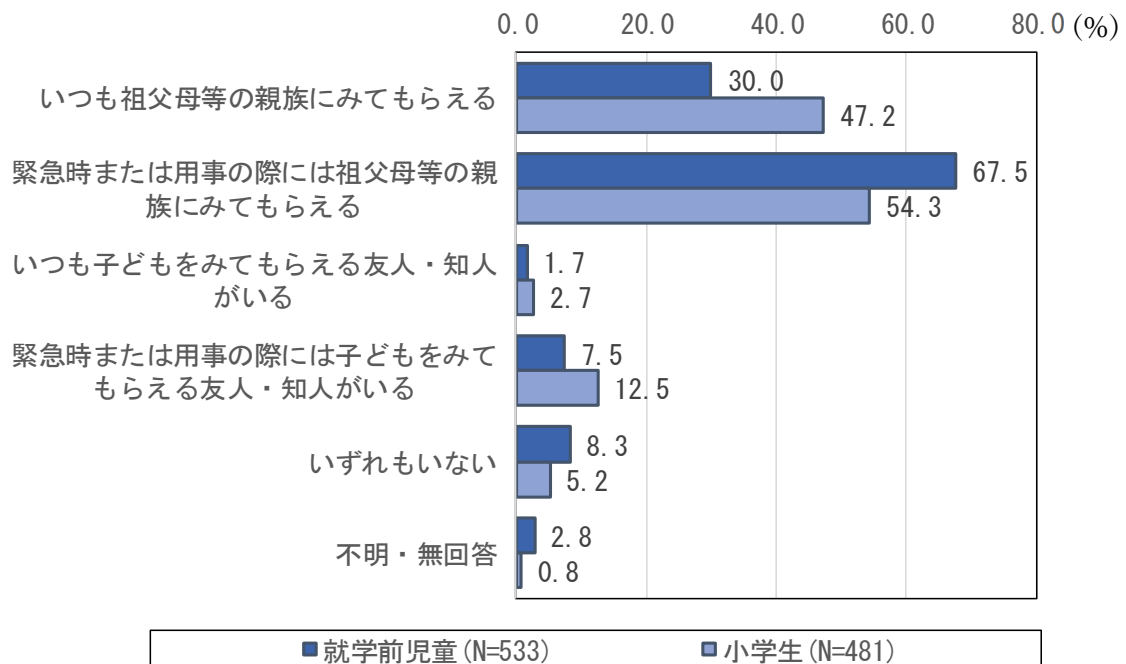
幼児教育・保育無償の影響

- 希望の保育所・幼稚園に入所させるために、早い段階から入園させることにより、低年齢からの入所希望が大きく増加することが予想されます。
- 就労時間を延長させることができるので、幼稚園の延長保育ニーズが増加する。保育所についても同様に、保育時間が長くなる可能性があります。
- 無償化により、パートタイムからフルタイムへ移る可能性が考えられるが、先の年齢別の母親の就労状況を鑑みると、フルタイムへの移行の可能性は限定的と考えられます。無理なく子どもの面倒をみられる範囲で、就労する方が増加すると考えられます。

②日ごろ子どもをみてもらえる人

就学前・小学生ともに「緊急時または用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が最も高く、次いで「いつも祖父母等の親族にみてもらえる」が高くなっています。しかし、就学前児童においてこれら二つの選択肢の回答割合の差が大きくなっています。

■日頃子どもをみてもらえる人



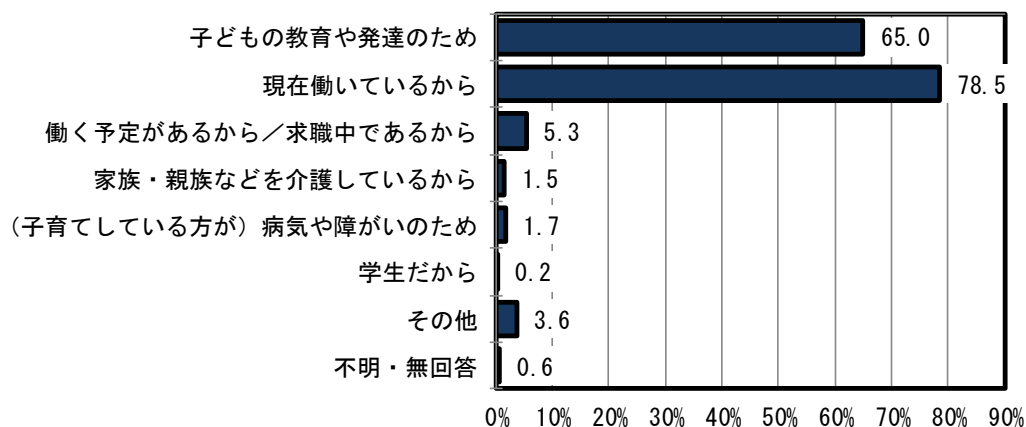
③平日に定期的に教育・保育施設等を利用している理由

「現在働いているから」が78.5%と最も高くなっています。次いで「子どもの教育や発達のため」が65.0%、「働く予定があるから／求職中であるから」が5.3%となっています。

子どもの年齢とのクロスを見ると、サンプルの少ない0歳を除くと、子どもの年齢が上昇するにつれ、「子どもの教育や発達のため」の割合が増加しています。

■平日に定期的に教育・保育施設等を利用している理由

N=531



※教育・保育サービスの利用に関する設問に回答していない回答者がいるため全体数(N=533)と合わない

■年齢とのクロス

上段:度数 下段:%	合計	子どもの教育や発達のため	現在働いているから	働く予定があるから／求職中であるから	家族・親族などを介護しているから	(子育てしている方が) 病気や障がいのため	学生だから	その他
合計	512 100	337 65.8	406 79.3	26 5.1	8 1.6	9 1.8	1 0.2	19 3.7
0歳	3 100	2 66.7	3 100	1 33.3	- -	- -	- -	- -
1歳	41 100	14 34.1	39 95.1	1 2.4	2 4.9	2 4.9	- -	1 2.4
2歳	48 100	29 60.4	41 85.4	4 8.3	- -	2 4.2	- -	3 6.3
3歳以上	420 100	292 69.5	323 76.9	20 4.8	6 1.4	5 1.2	1 0.2	15 3.6

※子どもの生年月を聞く設問に回答していない回答者がいるため各年齢の合計と全体数(N=533)は合わない。

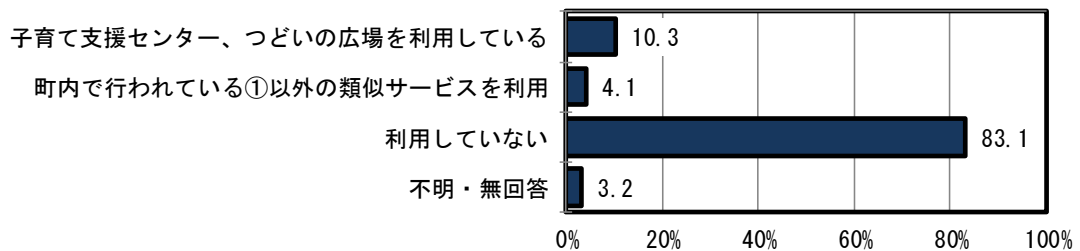
④地域の子育て支援事業の利用について

地域の子育て支援事業の利用については、「利用していない」が 83.1%と最も高くなっています。次いで「子育て支援センター、つどいの広場を利用している」が 10.3%、「町内で行われている①以外の類似サービスを利用」が 4.1%となっています。

地域の子育て支援事業を利用していない理由については、「特に利用する必要がない」が 59.6%と最も高くなっています。次いで「サービスの利用方法(手続きなど)がわからない」が 17.8%、「地域のサービスの利便性(利用時間・日数、場所など)がよくない」が 7.9%となっています。

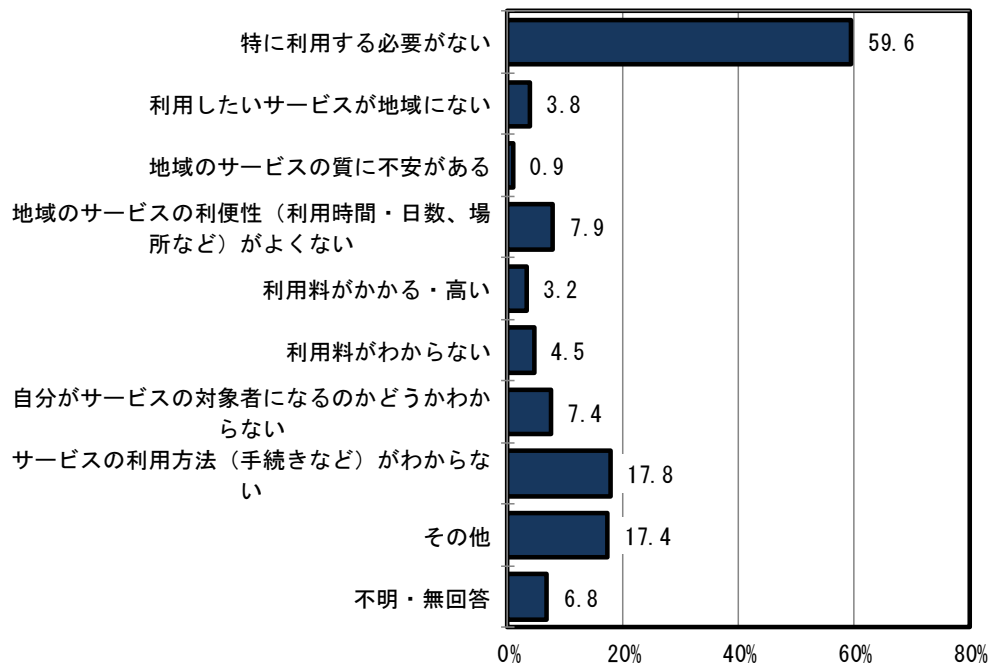
■地域の子育て支援事業の利用について

N=533



■地域の子育て支援事業を利用していない理由

N=443



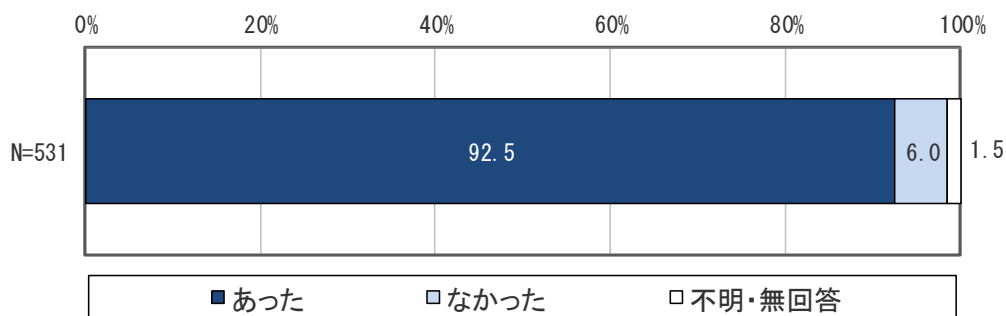
⑤子どもが病気の際の対応について

この1年間に、お子さんが病気やケガで幼稚園・保育所等を休んだことがあるかどうかをきいたところ、「あった」が92.5%となっています。

その時の対応としては、「母親が仕事などを休んで子どもをみた」が79.0%と最も高くなっています。次いで「親族(同居者を含む)・知人に子どもをみてもらった」が45.0%、「父親が仕事などを休んで子どもをみた」が18.1%となっています。

このように、母親が仕事を休んだ割合が圧倒的に高くなっており、子育てについて母親に負担がかかっていることがうかがえます。

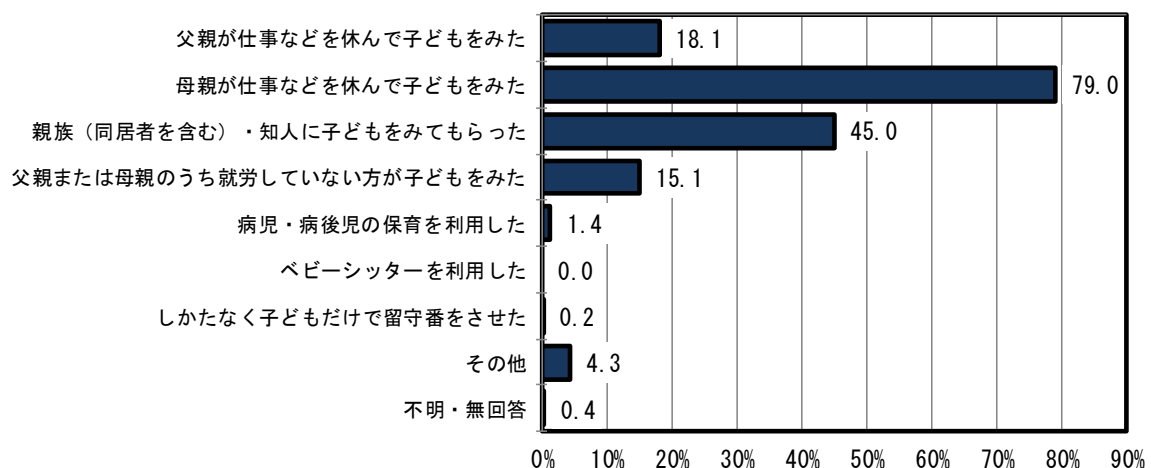
■子どもが病気で幼稚園・保育所を休んだことがあるかどうか



※教育・保育サービスの利用に関する設問に回答していない回答者がいるため全体数(N=533)と合わない

■その時の対応のあり方

N=491



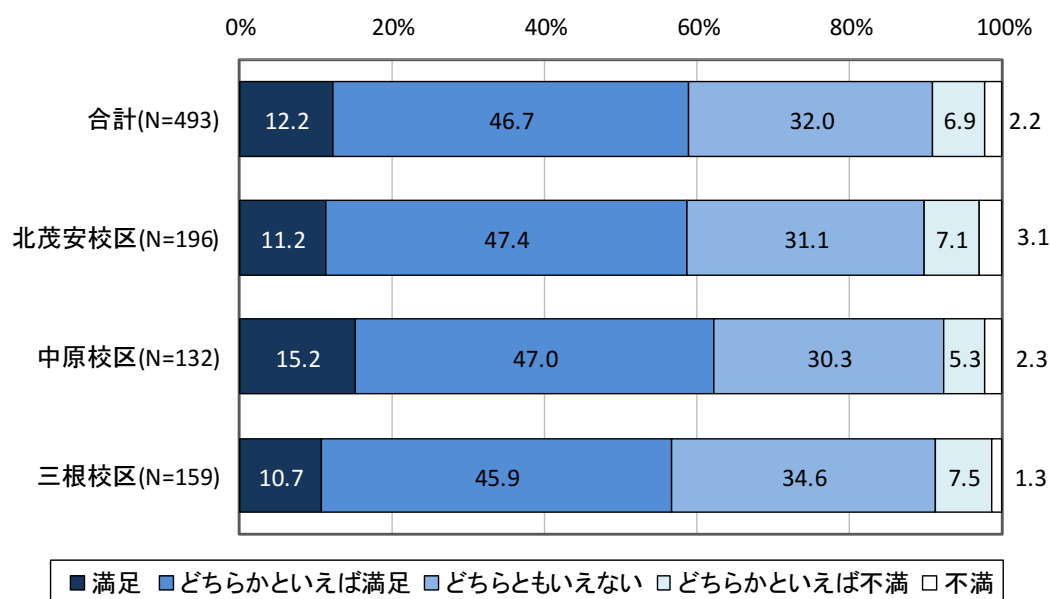
⑥みやき町における子育ての満足度

保護者別にみると、就学前児童保護者では、満足(「満足」+「どちらかといえば満足」、以下同様)の割合は 58.9%、小学生保護者では 62.2%、中学生保護者では 61.6%となっています。就学前児童保護者と小学生保護者において、地区間での回答傾向の違いはみられませんが、中学生保護者において、中原校区の「満足」割合が他と比べて高くなっています。

「満足」か「どちらかといえば満足」を「満足している」とし、それ以外(「どちらともいえない」「どちらかといえば不満」「不満」)を「満足していない」と再カテゴリ化しました。それぞれの理由についてみたところ、「満足している」の理由で回答率が高くなっているのは、「自然環境がよい」「子育てに関する支援サービスの充実」「交通や買い物などが便利」「治安がよい」となっています。そのなかで保護者別にみると、中学生保護者で「地域医療の充実」の割合が高くなっています。

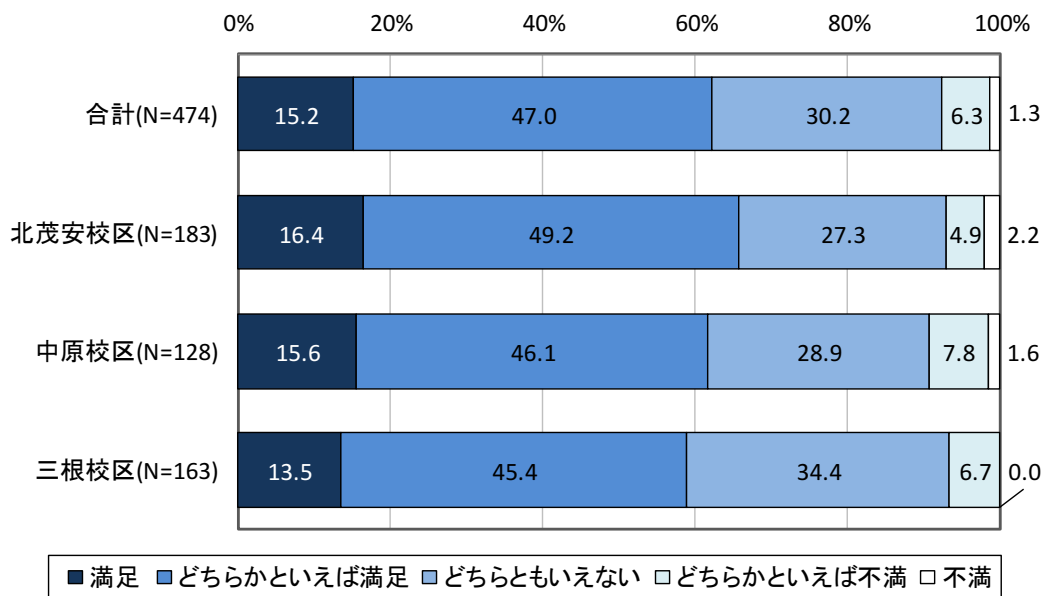
「満足していない」理由については、「遊べる場所が少ない」「交通や買い物などが不便」の回答率が高くなっています。保護者別にみると、就学前児童保護者では「遊べる場所が少ない」「地域医療の不足」「保育や教育の施設数が少ない」「子育てしながら働きにくい」の回答率が高くなっています。小学生保護者では「遊べる場所が少ない」が突出して高くなっています。中学生保護者では、「交通や買い物などが不便」が比較的高くなっています。

■就学前児童保護者の子育て環境に関する満足度

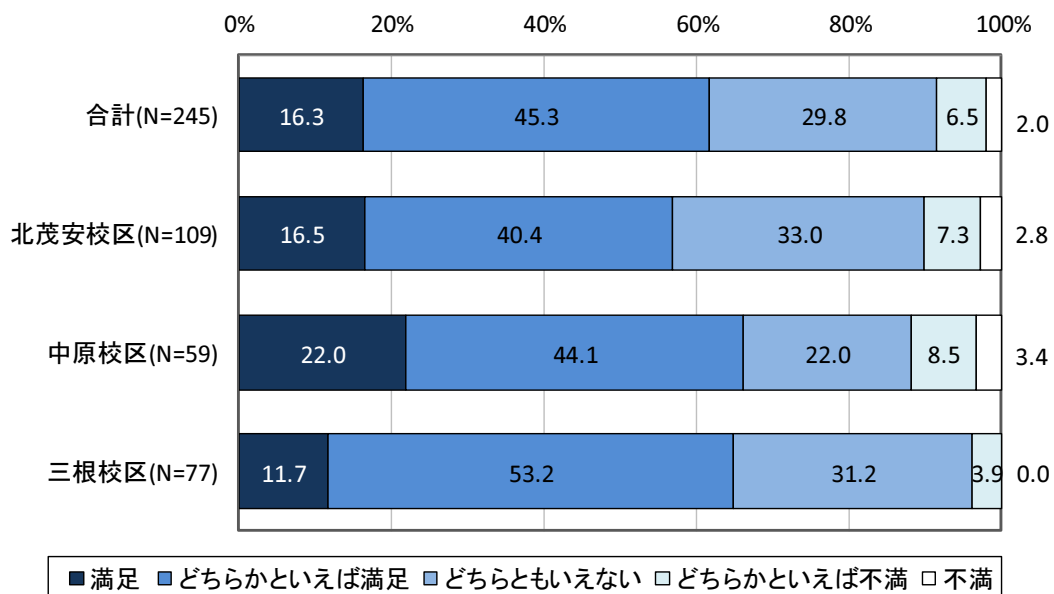


※居住している地区の設問に回答していない回答者がいるため各校区のサンプル数の合計と合計(N=493)と合わない。

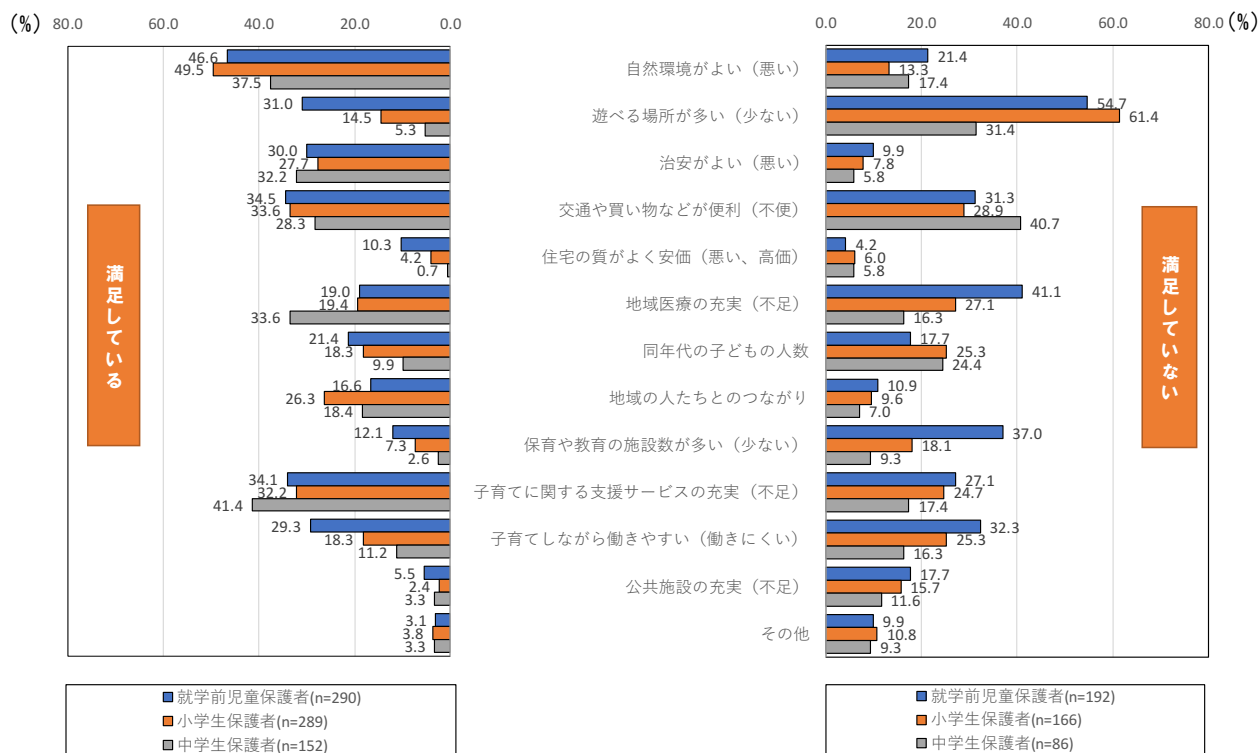
■小学生保護者の子育て環境に関する満足度



■中学生保護者の子育て環境に関する満足度



■保護者別の満足・不満足の原因



⑦自由回答について

■就学前児童保護者の意見（主なもの）

内容	件数
1. 保育のあり方について、保育への要望	25
2. 公園施設等に関する要望	18
3. 病後児保育に関して	14
4. 小児科に関して	12
5. 各種情報発信について	6
6. 障がいのある子どもに関すること	6

先に触れた「満足していない」理由を裏付けるように、「公園施設等に関する要望」「病後児保育に関して」「小児科に関して」といったことが挙げられています。

■小学生保護者の意見（主なもの）

内容	件数
1. 公園施設に関すること	19
2. 放課後児童クラブについて	16
3. 教育のあり方に関すること	12
4. 医療費給食費等の支援について	11
5. 情報発信について	6
6. 各種施設に関する要望	6

「公園施設に関すること」、「放課後児童クラブについて」、「教育のあり方に関すること」などへの意見が多くありました。

■中学生保護者の意見（主なもの）

内容	件数
1. 通学・通学手段・通学路の安全について	8
2. 給食費、医療費補助等について	7
3. 各種要望	18

「通学・通学手段・通学路の安全について」「給食費、医療費補助等について」の意見がありました。なお「各種要望」のなかには、「大学進学希望ですが、経済的に不安があります。町独自の給付型の奨学金があれば進路に希望が持てます。学びたい子どもが安心して進学できるようになってほしいです。」という意見がありました。



(3) みやき町子どもがいる世帯の状況調査の概要

「みやき町子どもがいる世帯の状況調査」(以下、「世帯の状況調査」)は、子どもの貧困が社会問題として注目される中、すべての子どもが健やかに成長していけるよう必要な方策を検討し、子育てしやすい環境づくりと一人ひとりの子どもの状況に応じた支援の方策を検討するために行いました。

■調査の概要

項目	内容
調査地域	みやき町全域
調査対象者	町内小中学校に通う小学5年生・中学2年生児童・生徒 小学1、5年生・中学2年生児童・生徒の保護者
調査期間	平成30年12月～平成31年1月
調査方法	小中学校を通じて配布・回収

■配布・回収

対象		配布数 (A)	有効回収票数 (B)	有効回収率 (B) / (A)
保護者	小学1、5年生	403	311	77.2%
	中学2年生	206	129	62.6%
児童・生徒	小学5年生	209	166	79.4%
	中学2年生	206	122	59.2%

※生活困窮世帯の定義

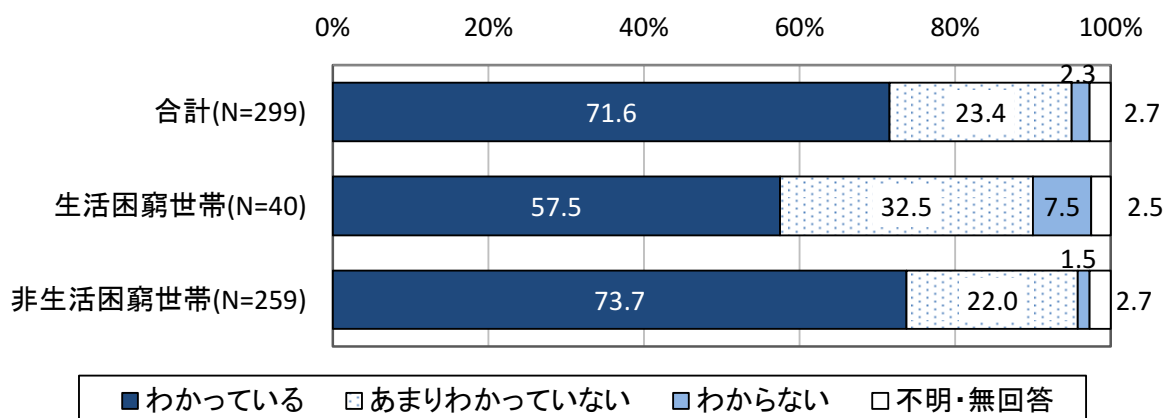
以下に用いられる「生活困窮世帯」について、次のように定義しています。国民生活基礎調査(厚生労働省)の定義に基づき、等価可処分所得(世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得)の中央値の半分を相対的貧困水準(“貧困線”)とする世帯収入が“貧困線”以下の世帯を生活困窮世帯と定義しています。この算出方法に基づき、調査結果を分析し「生活困窮世帯」を抽出しています。

(4) みやき町子どものいる世帯の状況調査の結果

①学校の授業について

学校の授業に関する設問では、「わかっている」と回答した生徒の割合は、生活困窮世帯のほうで低くなっています。なお、成績を聞く設問については、差はみられませんでした。

■学校の授業について



②進路について

中学生に対して将来の進路を聞いていますが、希望する進学先については、両世帯に差はみられませんが、現実的にどの学校まで進学することができるかを聞いたところ、差がみられました。

比較すると、非生活困窮世帯では「中学校まで」と回答した生徒はいませんが、生活困窮世帯では10.5%が回答しています。「大学まで」の回答率をみると、11.6ポイントの差があります。また、家庭類型別に進路の希望と現実を比較すると、生活困窮世帯では現実的な進路先で「専門学校まで(高卒後に進学するもの)」と回答した人はなくなっています。なお、生活困窮世帯における進学先の希望と現実では、「大学まで」の回答率に大きな違いはみられません。

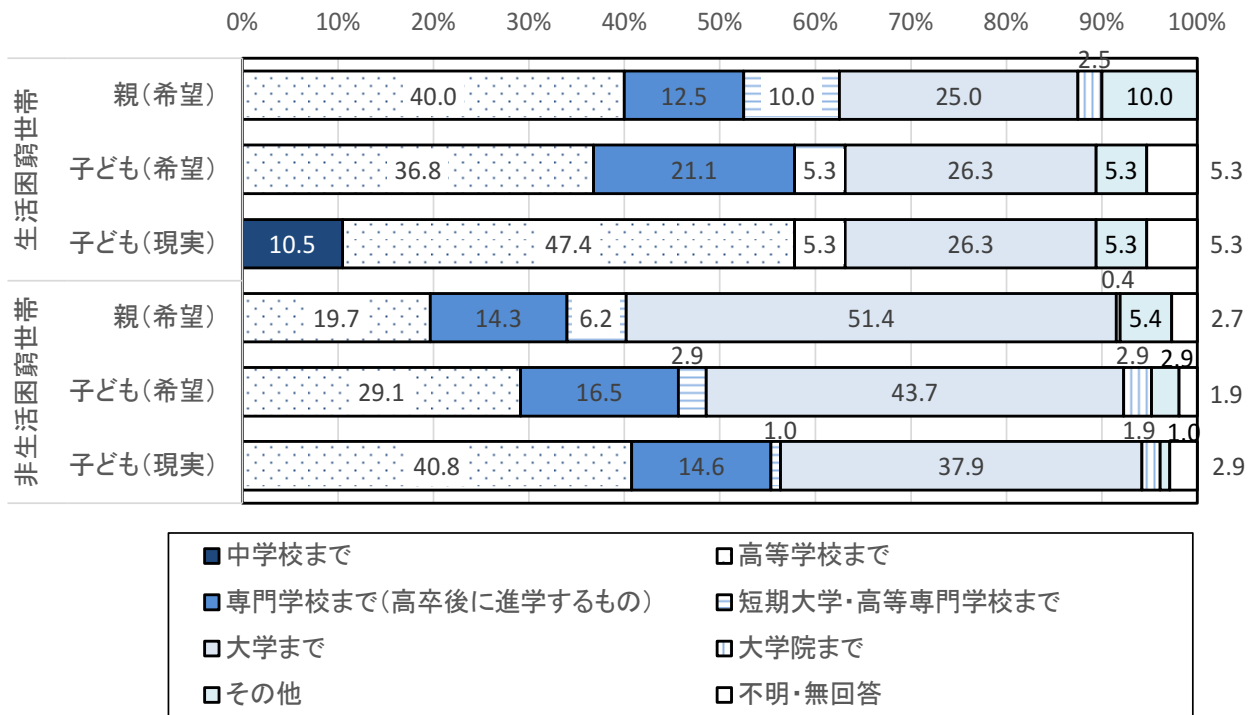
このように、子どもへの調査において、両世帯間に希望する進路に違いがみられない一方で、進学先を現実的に考えたとき、生活困窮世帯において進路の選択肢が狭められていると感じていることが推測できます。

親の希望する子どもの進学先についても差がみられます。両者を比較すると、生活困窮世帯では「高校まで」が高く、「大学まで」が低くなっています。

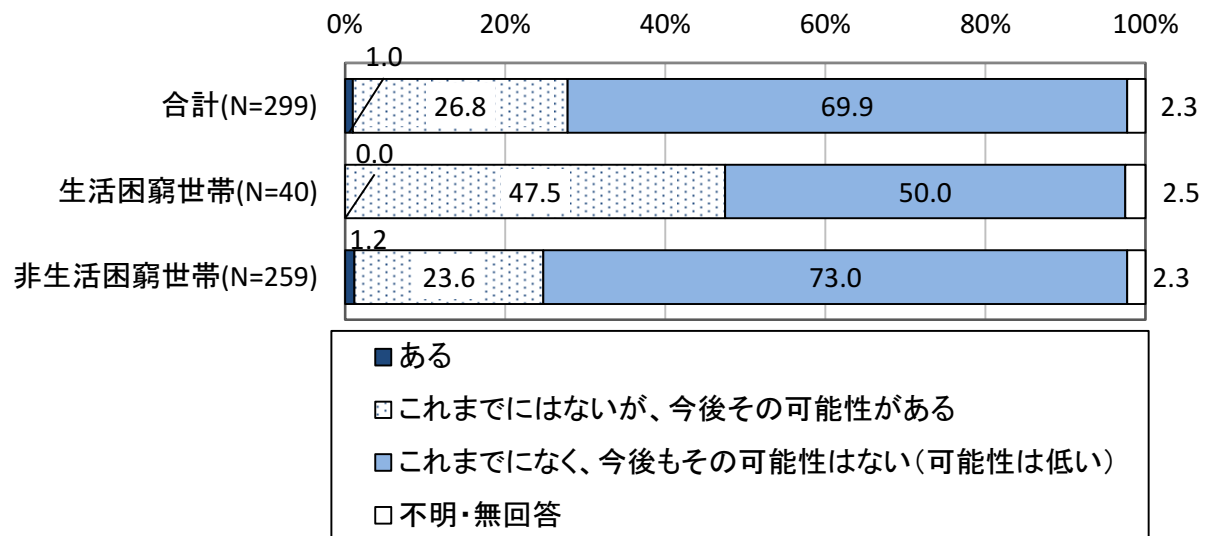
これまでに経済的理由で子どもの進学を諦めさせたり、中退させた経験があるかどうかを聞いたところ、「これまでにないが、今後その可能性がある」の割合が生活困窮世帯で高くなっています。

このように、世帯状況によって、子どもの進路・進学という点において差がみられます。家庭の状況が、子どもの進路意識に影響を与えていることがわかります。

■世帯状況×親・子どもの進路先



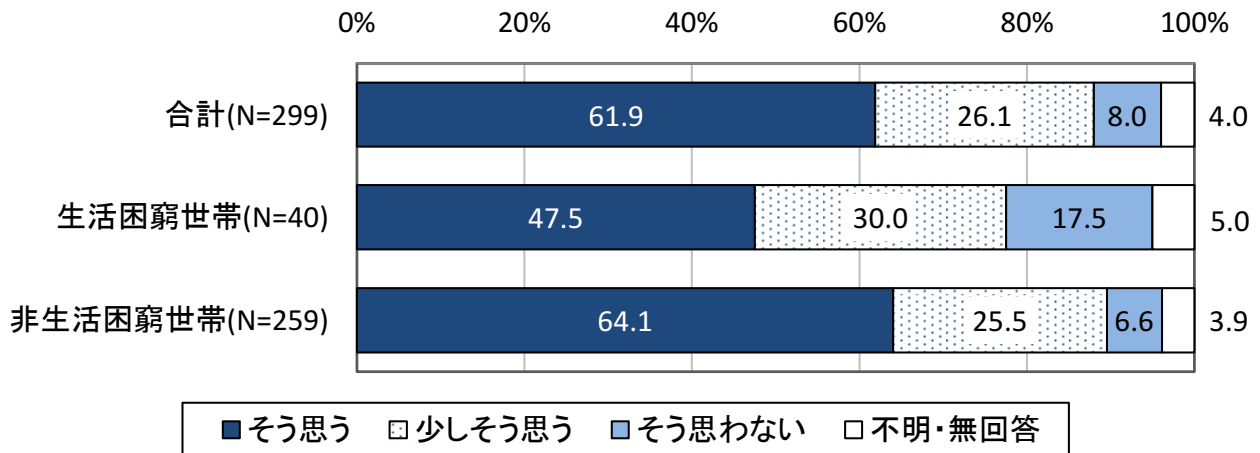
■経済的理由で進学を諦めたかどうか



③自分自身のことについて

子どもへのアンケートにおいて、自分の長所、将来の夢や目標の有無等を聞いたところ、「がんばれば、いいことがある」と思うかどうかを聞く設問で差がありました。両者を比較すると、生活困窮世帯で「そう思う」の割合が低く、「そう思わない」の割合が高くなっています。生活困窮世帯では、努力が報われないのではないかと感じている子どもの割合が高くなっています。

■がんばれば、いいことがあると思うか

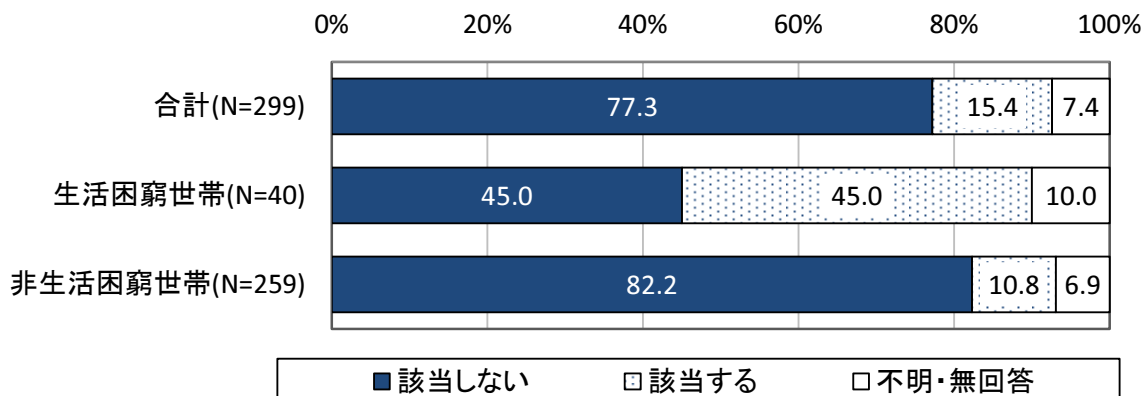


④親の状況

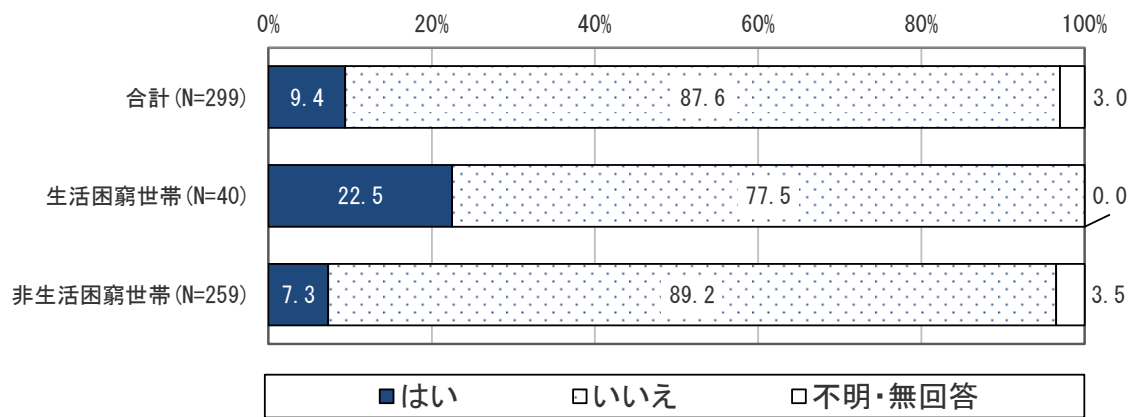
ひとり親に該当するかどうかについては、生活困窮世帯において45.0%が該当するとなっています。

現在悩んでいることに関する設問では、「子どもの心身の発育や病気が心配である」「子どもの教育費のことが心配である」で差がありました。教育費については、生活困窮世帯の約6割が不安を感じています。

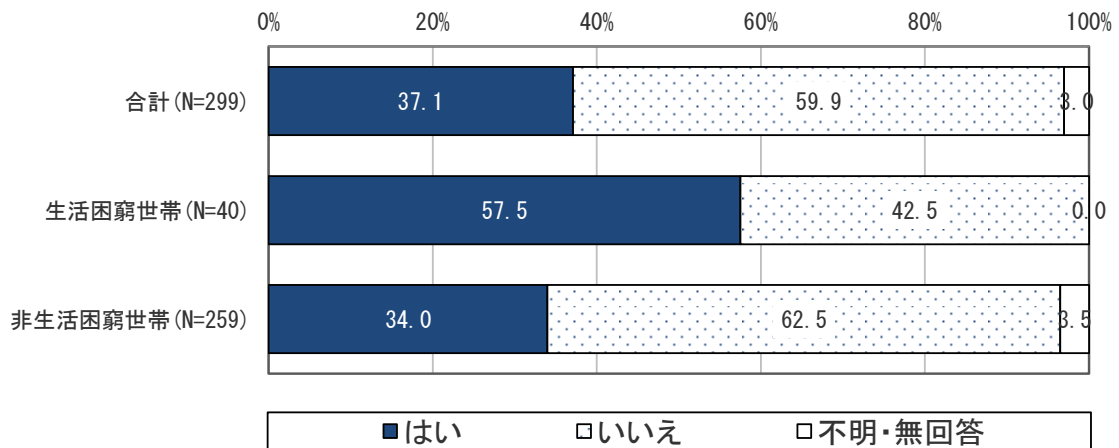
■ひとり親かどうか



■子どもの心身の発育や病気が心配である



■子どもの教育費のことが心配である



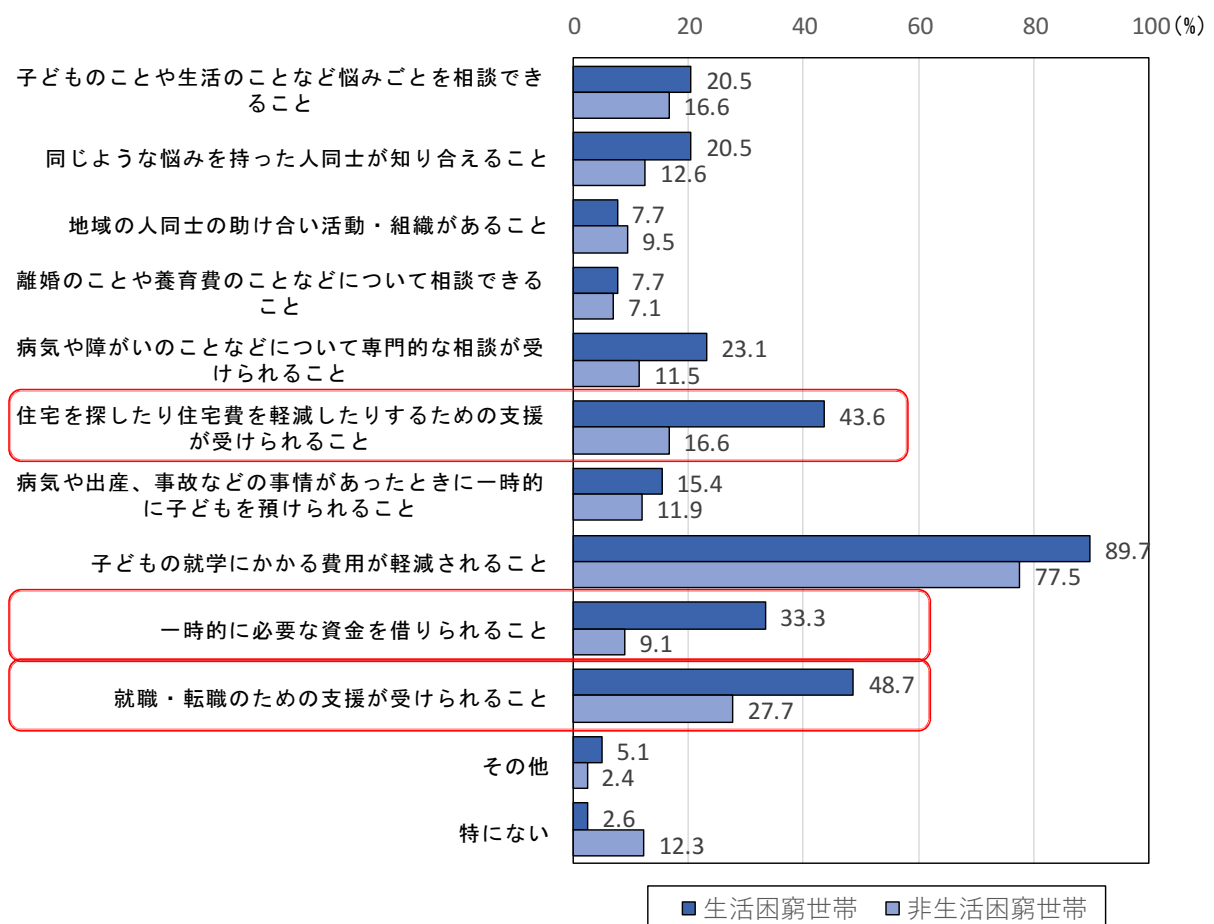
⑤支援について

現在必要としている支援に関する設問においては、「住宅を探したり住宅費を軽減したりするための支援が受けられること」「一時的に必要な資金を借りられること」「就職・転職のための支援が受けられること」で差があります。

「住宅を探したり住宅費を軽減したりするための支援が受けられること」の回答率は、生活困窮世帯 43.6%(非生活困窮世帯 16.6%)。「一時的に必要な資金を借りられること」の回答率は、生活困窮世帯 33.3%(非生活困窮世帯 9.1%)、「就職・転職のための支援が受けられること」の回答率は、生活困窮世帯 48.7%(非生活困窮世帯 27.7%)となっています。

このように生活困窮世帯では、行政に対して特に経済的支援を求めていることがわかります。

■重要だと思う支援



(5) みやき町子どもと子育てにかかわる関係団体調査の概要

みやき町の子ども子育てに関係する団体に、みやき町における子ども子育てに関する課題、子どもの貧困に関する課題・取り組み等をうかがい、計画に反映させることを目的にアンケートを実施しました。

■調査の概要

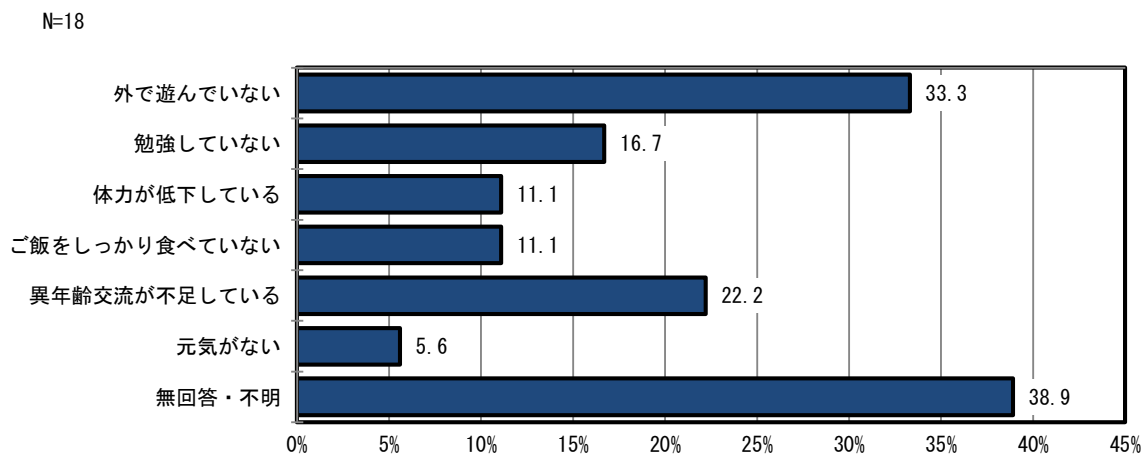
項目	内容
調査地域	みやき町全域
調査対象	みやき町の子ども子育てに関係する団体（18団体）
調査期間	平成31年3月
調査方法	郵送による配布・回収

(6) みやき町子どもと子育てにかかわる関係団体調査結果

①みやき町の子どもをみていて感じる課題

「外で遊んでいない」が33.3%で最も高くなっています。次いで「異年齢交流が不足している」が22.2%、「勉強していない」が16.7%が続いています。

■みやき町の子どもをみていて感じる課題

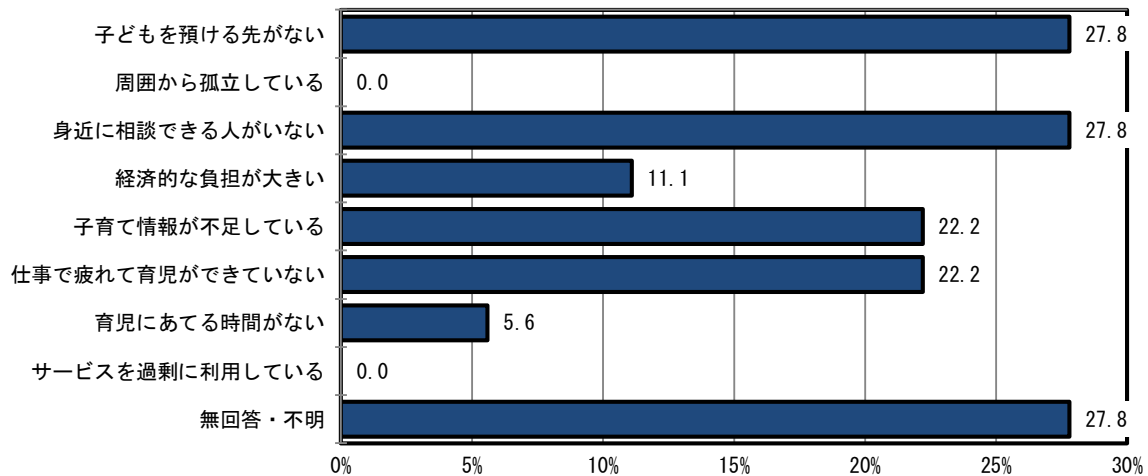


②みやき町の子育て中の保護者を見て感じる課題

「子どもを預ける先がない」、「身近に相談できる人がいない」が 27.8%で最も高くなっています。次いで「子育て情報が不足している」、「仕事で疲れて育児ができていない」が 22.2%、「経済的な負担が大きい」が 11.1%で続いています。

■みやき町の子育て中の保護者を見て感じる課題

N=18



なお、この設問の自由回答において、

- 保護者が保育園に求めるものが多すぎて、保育士が疲弊している。
- 親の都合にあわせた子育てをしている。(ex.夜遅くに外出、親がゲーム、スマホに集中している)
- 保育園に安心して子どもを預けて仕事をする事ができ、心身ともに健康的に生活できているか。
- 子どもを必要な時に預ける先があり、安心して話せる場所、留まれる場所。
- 共働きしなければならない現状。
- 乳幼児を連れて外遊びができる適当な場所がない。
- 土、日、休館日など利用できる場所がない。

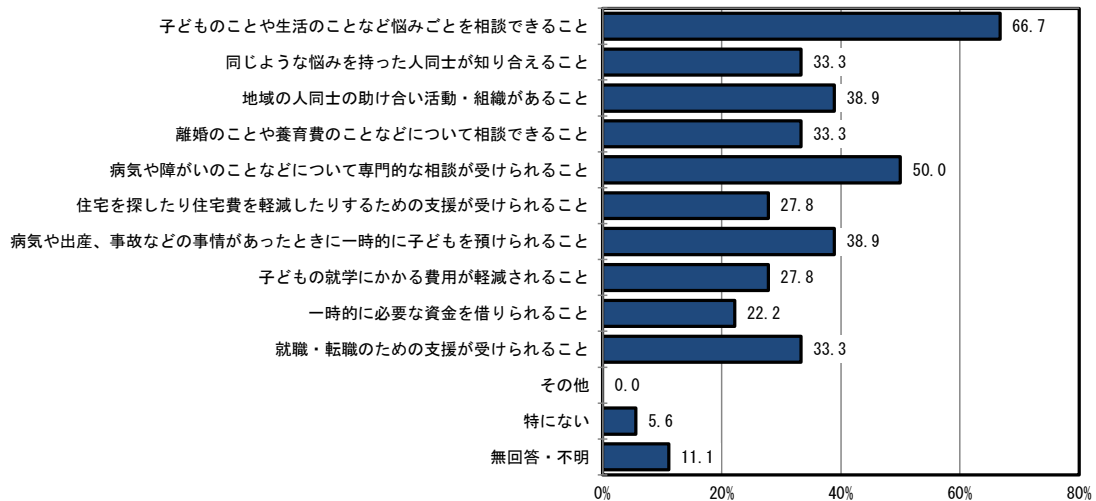
といった意見がありました。

③経済的に困窮している世帯の子どもや保護者を支援するための必要な取り組み

「子どものことや生活のことなど悩みごとを相談できること」が 66.7%を占めています。「病気や障がいのことなどについて専門的な相談が受けられること」が 50.0%、「地域の人同士の助け合い活動・組織があること」、「病気や出産、事故などの事情があったときに一時的に子どもを預けられること」が 38.9%で続いています。

■経済的に困窮している世帯の子どもや保護者を支援するための必要な取り組み

N=18



④子ども・子育て支援や子どもの貧困対策についてご意見

子ども・子育て支援や子どもの貧困対策について、次のような意見がありました。

- 子育て支援の場を増やし、子育てで困っている保護者が気軽に行けるようにする。貧困対策は資金援助ばかりではなく、就職・転職の相談、悩みなど話せる場も必要。
- よりよき相談相手、また、明確な解答ができるように努力し少しでも支援できたらと常に思います。
- 子ども子育て会議の開催回数を増やし、情報提供、交換の実施。現在のみやき町内にどれ位の貧困家庭が存在しているのかわからない。
- みやき町は子育て支援が充実している町として、保護者も満足しているように聞くことが多い。ただ家庭に問題をかかえている事は表面化しにくく、ただ保育料、給食費などの援助だけでなく、働く場所の確保、それに伴うスキルの取得できる場の確保などが必要ではないか？
- 個人情報との兼ね合いもあると思いますが、乳児健診、3歳児健診などでの情報を生かして、寄り添う方法を考えていく。
- 子どもの権利や人権について、町全体で学ぶ機会を継続的にもつこと。子どもも親も大切にされ、安心して過ごせる町であること。
- 子どもの居場所づくりとは乳幼児だけでなく、小中学生も含めた町全体の環境づくりであり、まちづくりとして考えていくべきだと思います。

3 みやき町を取り巻く課題

各種調査からみえる子育てに関する課題

- みやき町の女性の就業率は、子育て世代（20代から40代）において減少せず、いわゆるM字カーブを描いていません。家庭の就労形態の変化により保育ニーズの増加が予測されることから、受け入れ体制を整備することが重要です。また、男女共同参画の視点に立ち、子育てしながら働きやすい職場環境づくりについて啓発を強化することが必要です。
- アンケート調査の家庭類型の結果からすると、子どもの年齢が上がるにつれて、パートで働く母親の割合が増加しています。これについては、①フルタイムでも子育てできるように支援体制を整えるということ、②母親が子育てできる範囲で就労できるような環境を整えるということ、これら2つの論点があげられます。①②それぞれが両立できる支援体制を整える必要があると考えられます。
- 子育てに関する満足度について、「満足をしていない」人たちは、「遊べる場所が少ない」「地域医療の不足」「保育や教育の施設数が少ない」といったことを理由としてあげています。これらに関する施策を検討する必要があります。特に、「病児・病後児保育」に関する要望は多くあり、仕事と子育てを両立できる環境を整えるためにも、早急な対応が必要となっています。
- 自由回答において放課後児童クラブへの意見があり、施設、利用時間、施設までの安全等に関する意見があり、対応が求められています。
- 自由回答において子育てに関する情報提供への意見があり、必要としている方に子育てに関する情報を届ける仕組みが求められています。
- 団体アンケート調査からは、保護者が子どもを預ける先がないこと、相談できる人がいないことを課題としてあげています。また、保護者が子育てと仕事を無理なく両立することができる環境を整えることが必要と考えられます。
- 「子どものいる世帯状況調査」の結果において、子どもにおいて世帯状況の違いで、回答に違いがみられたのは、「授業の理解度」、「努力が報われるという意識」、「現実的な進路先」などでした。世帯状況がこれらのことに影響していることが考えられます。
- 保護者への調査の結果をみると、世帯状況が保護者の考えや行動に影響していることがわかります。特に、生活困窮世帯では、住宅費の軽減、一時的な資金の融資、就職・転職のための支援といった経済的支援を求めています。
- 世帯状況が、努力は報われるという意識や進路・進学先の選択に影響を与えているという調査結果から考えると、生活困窮世帯の子どもたちが、自分の行ったことに対して肯定的評価が与えられる場や機会を提供すること、またそうした子どもでも希望通りの進路に進むことができるような支援（奨学金制度等）とその周知を行うことが必要だと考えられます。

第 3 章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

子どもは社会の希望であり、未来をつくる存在です。子ども・子育て支援については、子どもが「自己実現」できるよう、地域社会全体が、子どもの健やかな育ちや子育てを支援する環境を整備していくことが重要です。

子育てを取り巻く環境は厳しくなっており、女性の社会参加に伴う共働き世帯の増加、都市化による地域のつながりの希薄化、核家族化の進行による子育てに対する負担の増大、子育ての孤立化等、さまざまな課題が浮上しています。

そのような中で、子どもが健やかに成長できるよう、家庭や地域、学校、保育所などが子どもの視点に立ち、子どもたちの存在が十分に尊重されると同時に、子どもを育てることの喜びを子育てに関わっている全ての人たちが享受できる社会をつくりあげていくことが求められています。

父母その他の保護者が子育てを主体的に行っていくことを前提としながらも、子育て中の家庭に対しては、地域全体で暖かく見守り、必要な手助けをし、より良い子育てができる環境を整えることが必要です。

さらに、障がい、疾病、虐待、貧困、家族の状況やその他の事情により、社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含む、すべての子どもや子育て家庭を対象に、身近な地域において支援を講じるとともに、関連する諸制度との連携を図り、必要な場合には、適切な保護及び援助を行うことにより、一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく補償する必要があります。

本計画では、これまでに推進してきた第1期計画の基本理念である「すべての子どもたちが健やかに成長できる地域社会づくり」を継承し、地域全体で子どもや子育て家庭への理解を深め支援し、安全で安心して子育てができる環境を整えるとともに、すべての子どもが心豊かに育ち、併せて、保護者が喜びや生きがいを感じながら子育てできるまちを目指します。

**すべての子どもたちが
健やかに成長できる
地域社会づくり**

2 本町の目指すべき姿と基本的な視点

(1) 目指すべき姿

すべての子どもたちが健やかに成長できる地域社会づくり

- 子どもの育ち・成長と子育てを支えることは、一人ひとりの子どもや家族の幸せにつながるだけでなく、次世代を育み、みやき町の未来を創ることにほかなりません。
明るい未来が到来することを期して、私たちは、子どもの一人ひとりが大事にされ、健やかな育ちを等しく保障される社会、すなわち「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指します。
- 子どもの成長を長い目でとらえ、一人ひとりに応じた関わりの中でその力を最大限引き出すことが保護者をはじめとした大人の役割です。
子ども自身を支援するだけでなく、子育てについての第一義的責任を有する保護者がそうした役割を果たせるよう、保護者を支援することも重要です。
- 乳幼児期の育ちや学びは、人間形成・人格形成の基盤となるものです。子どもの成長を連続して支えていくために、家庭、保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、中学校、高等学校、地域へと育ちの場所が変わっても、長い目、広い目で育ちをとらえ、一貫性のある支援をしていくことが求められます。
- 「子どもにとって」の視点を全ての町民が共有し、地域で子どもを育てる保護者や保育・教育をはじめ、支援に関わる人だけでなく、全ての町民が未来を創る子どもに目を向け、「子どもにとって」の視点で、彼らの育ちや学びをとらえ、自分にできることはないかを考えることが、地域で子どもを育てることにつながります。
- 子どもが自らの可能性を発揮するためには、すべての子どもの命や健康が守られ、子どもたちが自由に意見を表明でき、子ども自身や親の人種、性別、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されないということが必要であり、このような「子どもの権利」を私たち大人が認め、理解し、そして実践することが必要です。

(2) 基本的な視点

- ①子どもが自らの生き方を考え、進路を選択する力が身に付けられる環境を整えます。
- ・ 多様な人と関わり合うとともに、様々な活動、文化などに触れる機会を増やし、子どもが豊かな体験を通して、自ら社会性や進路を選択する力を身に付けられる環境を整えます。
 - ・ 小学校就学後の学齢期においては、子どもたちの健全な育成を図ることを目的とした放課後等における遊び・異学年の交流の場が必要です。このため、学校、家庭、地域がそれぞれの役割と責任を自覚しつつ連携・協力し、様々な体験・交流活動の機会を提供します。
 - ・ 子どもの成長を支援し、社会参画に向かう力を育成するため、地域参画へのきっかけづくりや、仲間や多世代との交流等を充実させていきます。
- ②子どもを取り巻く課題に対し、育ちの連続性を視野に入れ、社会全体で早期発見、早期支援に取り組みます。
- ・ いじめ、不登校、ひきこもり、経済的困窮、養育環境における課題など、困難を抱える子どもを取り巻く様々な課題に対し、学校、行政、家庭、地域、関係機関等の連携による組織的な対応を図り、解決に向けて取り組みます。
 - ・ 放課後等においても、子どもの言動を十分理解し、支援を必要とする子ども及びその家庭を早期に発見し、学校、行政及び専門機関との連携を図るとともに、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、子どもたちの健やかな成長を支援します。
- ③子どもが将来に夢や希望を持ち、困難を乗り越えていけるよう支援します。
- ・ 子どもの育ちは、乳幼児期からの育ちの積み重ねの先にあるものであるという視点を大切にしながら、子どもが将来に夢や希望を持ち、たとえ困難にぶつかったとしても、孤立することなく仲間や友人、周囲の大人たちの力を借りながら、一緒に解決し乗り越えていけるよう支援します。

3 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保

幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う極めて重要なものであり、子どもの最善の利益を第一に考えながら、子どもたちに質の高い教育・保育の提供を行うとともに、保護者や地域の子育て力の向上に向けた支援を実施するため、教育・保育の一体的な運営の推進を図ります。

認定こども園は、幼稚園と保育所の機能や特徴を併せ持ち、幼児教育・保育を一体的に提供するとともに、地域における子育て支援の取り組みを充実させる施設であり、保護者や子どもの環境に合わせた利用が可能となる施設です。今後も、町民ニーズの把握を行いながら、地域の実情に応じた認定こども園の普及を継続するとともに、施設が認定こども園に移行する際に必要な支援を実施します。

4 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

子育てのための施設等利用給付の実施に当たり、公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、給付方法の検討を行います。また、子育てのための施設等利用給付の給付申請については、保護者の利便性や過誤請求・支払いの防止等を考慮し、各利用施設において取りまとめを依頼するとともに、保護者への支払いは年4回以上となるよう、施設等利用給付の公正かつ適正な支給の確保に取り組むこととします。

特定子ども・子育て支援施設等の確認や指導監督等については、県との連携を行い、適切な取り組みを進めていきます。

第4章 計画の内容

1 基本理念・基本方針を具体化する事業

(1) 基本方針

基本理念・基本方針に基づき、それらを具体化する各実施事業の事業内容や目標などを以下に示します。

基本方針1

子育て家庭を支援するまち

保護者は、子どもの最善の利益を第一に考え、子どもの成長を見守ることが必要です。また、子どもの年齢に応じた心身の発達に関する知識等を学ぶことも大切です。

しかし、様々な事情で子どもに対して十分な配慮を向けることができない保護者もいます。例えば、共働きなのにパートナーの協力が得られない人、親戚等の頼れる相手がおらず孤立してしまっている人、ひとり親で子どものために割ける時間がない人、経済的に困窮しているため十分な教育を与えることができない人等、様々な問題が本町にもあります。

子どもを持つすべての保護者が、妊娠、出産、子育てまで切れ目のない支援を受けることができ、子どもとの生活に喜びと安らぎを感じ、楽しく子育てができるよう、子育てのストレスや子育て不安の解消に向けた相談体制の充実、喜びや不安をわかち合う子育ての仲間づくりへの支援を行います。また、経済的な支援が必要とされる場合には、それぞれのケースに合った最適な支援が行えるよう、各課が連携して対応します。

基本方針2

すべての子どもが、自分らしく成長できるまち

子どもは、夢と希望に満ちた、かけがえのない存在です。また、すべての子どもは、多様な可能性に開かれた存在で、自分らしく健やかに成長する権利があります。子どもたちがその可能性のなかで、自己を実現させることができる環境を提供することが大人の役割です。

そのためには、子どもたちが自由に遊んだり、様々な人たちと交流できる場所や機会を提供すること、子どもたちが豊かでしっかりとした「知・情・意」を獲得できるようできるだけ多くの学習機会を提供することが必要です。

子どもは、一人ひとりが権利の主体です。故に、すべての子どもは、あらゆる差別や暴力から守られ、豊かな愛情のもとで、生き、育ち、参加する権利があります。

すべての子どもの権利や人権が保障されるよう町民に対して啓発を行い、いじめ等の防止に努めるとともに、相談しやすい環境を整えます。そして、すべての保護者がその責務と役割を果たすことができ、子どもを育てることの喜びを享受できるよう、必要な支援を行っていきます。

基本方針3

社会全体で子育てを支えるまち

子育て中の保護者が、自信と充実感を持って子育てができるよう、地域社会全体で取り組むことが大切です。そのためには、子どもに関わる地域のすべての大人が、それぞれの役割を自覚し、果たしていくことが望まれます。

子育てにかかわる方や施設・団体は子どもの最善の利益を第一に考え、かつ、愛情をもって指導または援助を行っていきます。また、地域社会全体が「地域の子どもは、地域で育てる」という共通認識をもち、子どもと子育て家庭をあたたく見守り、子どもたちが安全に、安心して過ごせる地域をつくります。コミュニティの力を活用しながら、「すべての子どもたちが健やかに成長できる地域社会」を創っていきます。



基本理念

すべての子どもたちが健やかに成長できる地域社会づくり

基本方針	施策カテゴリー	具体的事業例
子育て家庭を支援するまち	(1)教育・保育サービスの充実	幼児教育・保育の質の向上/延長保育/母子保健推進員による子育て支援等
	(2)家庭の教育力向上のための支援	絵本の読み聞かせの推進/幼稚園・保育所と小・中学校との交流会等
	(3)母子の健康の確保	母子手帳交付時の妊婦保健指導/妊産婦・赤ちゃん訪問指導/乳幼児健康診査等
	(4)ひとり親家庭・生活困窮者の自立支援	ひとり親家庭等医療費助成等
	(5)子育て経費の支援	児童手当/ひとり親家庭等医療費助成事業/重度心身障害者医療費助成事業/子どもの医療費助成事業等
	(6)ワーク・ライフ・バランスの推進	ワーク・ライフ・バランスに関する周知・啓発/多様な働き方に関する情報提供等
すべての子どもが、自分らしく成長できるまち	(1)子どもの居場所づくり	放課後児童クラブの充実/放課後子ども教室/親子が安心して過ごせる公園・施設の設置
	(2)思春期の保健対策と健康教室の推進	性教育の出前講座の開催/学校での喫煙・飲酒・薬物についての教育
	(3)障がいがある子ども・適応に不安のある子どもへの支援	居宅介護事業/児童発達支援・放課後等デイサービス/短期入所・日中一時支援事業等
	(4)子どもの人権・権利の保護	地域に密着した相談、支援対策を強化するため、虐待や非行等の相談窓口の充実等
社会全体で子育てを支えるまち	(1)地域で取り組む子育て支援	地域子育て支援機能の充実/絵本の読み聞かせの推進/幼稚園・保育所と小・中学校との交流会等
	(2)子どもの健全育成	青少年育成町民会議等による健全育成/職場体験学習事業
	(3)教育環境の充実	スクールカウンセラーの配置/スクールソーシャルワーカーの配置/健康教育の推進/保健体育授業の充実/指導者の育成及び確保等
	(4)食育の推進	乳幼児期の栄養保健指導/食生活改善推進協議会等
	(5)安全・安心なまちづくり	通学路や公園等における防犯灯、緊急通報装置等の防犯設備整備の推進等

(2) 子育て支援事業の概要

	主な事業	経済的な支援
妊娠・出産期	母子手帳交付時の妊婦保健指導 妊婦健康診査妊婦相談 産婦健康診査 妊産婦訪問 妊娠出産包括支援事業	
子育て期	乳幼児家庭訪問 育児相談 乳幼児健康診査 乳幼児歯科健康診査 予防接種 教育・保育事業 延長保育／一時預かり 育児相談 病児・病後児保育 子育て支援センター／児童館 ファミリー・サポート・センター	児童手当 子どもの医療費助成 ひとり親家庭等医療費助成 児童扶養手当 特定教育・保育施設等の保育料の軽減 副食費の免除 補給給付費負担 ファミリー・サポート・センター利用料 助成事業
学童期	放課後児童クラブ／放課後子ども教室 子どもクラブ活動／子育てに関する相談窓口 スクールカウンセラーの配置 スクールソーシャルワーカーの配置 青少年育成町民会議による健全育成 幼稚園と小学校との連携 食生活改善推進協議会／発達児童支援／ 放課後デイサービス	児童手当 子どもの医療費助成 ひとり親家庭等医療費助成 児童扶養手当 要保護及び準要保護児童生徒就学支援 学校給食費補助
中高生期	【中学生】 子どもクラブ活動 性教育の出前講座 学校での喫煙・飲酒・薬物についての教育 子育てに関する相談窓口 スクールカウンセラーの配置 スクールソーシャルワーカーの配置 青少年育成町民会議による健全育成 職場体験学習 放課後等デイサービス	【中学生】 児童手当 子どもの医療費助成 ひとり親家庭等医療費助成 児童扶養手当 要保護及び準要保護児童生徒就学支援 学校給食費補助 【高校生】 子どもの医療費助成 ひとり親家庭等医療費助成 児童扶養手当 育英資金貸付制度

基本方針1 子育て家庭を支援するまち

(1) 教育・保育サービスの充実

幼児教育と保育の充実のため、国による無償化等の影響を考慮しながら、幼稚園や保育所、認定こども園等の需要に対して、定員の拡充や保育士等の確保を通じ、必要な供給量を確保します。

共働き家庭の増加や多様な就労形態など幼児教育・保育を取り巻く環境の変化に応じて、延長保育、一時預かり、病児保育等に係る町民ニーズに対応できる体制を整えながら、様々な事業・サービスを展開します。

都市化や核家族化により、誰も頼れず独りで子育てを行い、不安やストレスに苛まれてしまう人がいます。そうした保護者が気軽に相談することができたり、子どもの育ちに喜びや生きがいを感じることができるよう、地域団体、住民団体との協働により、きめ細かな子育て支援サービスを提供します。

No	事業名	事業概要	所管課
1	幼児教育・保育の質の向上	幼保小連絡協議会や関係団体との連携を深めながら、全町的に保幼小連携を推進します。幼児教育の質の充実を図るために幼児教育アドバイザーの配置、推進に努めていきます。	子ども未来課
2	保育人材の確保	保育人材の確保にあたっては、関係機関等とも連携を図りながら、必要な数の確保を目指します。	子ども未来課
3	延長保育	保護者が仕事と育児を両立していくことができるよう、延長保育実施体制を維持し、今後、幼稚園における預かり保育のニーズに柔軟に対応できるよう、利用時間の拡大等について検討していきます。	子ども未来課
4	一時預かり	一時預かりが可能な保育所等を増やしていきます。そのためにも、保育所入所だけでなく一時預かり事業に従事する保育士の人材確保を目指していきます。	子ども未来課
5	病児・病後児保育	保護者の子育てと就労の両立を支援するとともに児童福祉の向上を図るため、病児・病後児保育事業の拡充を目指していきます。	子ども未来課
6	育児相談	子どもの発育及び発達、栄養、育児についての相談は増加しており、今後も相談内容に応じて保健師、栄養士が育児相談を実施します。 支援が特に必要な家庭については、関係機関と連携を図ります。	健康増進課
7	母子保健推進員による子育て支援	母子保健推進員による妊婦訪問、こんにちは赤ちゃん訪問事業による家庭訪問を今後も引き続き行います。 特に支援が必要な家庭には、保健師と連携します。	健康増進課

No	事業名	事業概要	所管課
8	子育て世代包括支援センター機能の推進	組織を横断するコーディネータ的職員を配置し、庁内及び子育て関係団体等との連携、情報を共有し、必要な資源開発等に取り組みを推進します。	健康増進課 子ども未来課

(2) 家庭の教育力向上のための支援

地域住民の多くが子育てへの関心・理解を高め、地域全体で子育て家庭を支えることができるよう取り組みます。

No	事業名	事業概要	所管課
1	絵本の読み聞かせの推進	保護者が来校する授業参観日等を実施するなど、親子の読書活動の場の提供を今後も実施します。	学校教育課
2	幼稚園・保育所と小・中学校との交流会	幼保小連絡協議会等において、連携を取り合いながら、実施します。今後は、幼稚園・保育所・小学校の相互訪問や行事の参観等を一層推進します。	学校教育課
3	地球環境に対する体験学習の推進	学校・行政を通して、地域体験型の学習を行います。	学校教育課
4	子どもクラブ活動	スポーツ大会を中心に交流を深めるとともに、地区独自の活動についても充実を図っていきます。	社会教育課
5	「家庭教育 10 か条」啓発事業	小・中学校を通じて、「家庭教育 10 か条」を啓発していきます。保護者も協働してまちづくりを行い、それを通じて家庭教育の大切さを伝えていきます。	社会教育課



(3) 母子の健康の確保

子育て家庭の保護者が安心して育児に取り組み、乳幼児期の子どもが健康に育つために、成長・発達段階に応じて必要な健康診査、健康相談や教室、予防接種などの事業を推進します。

No	事業名	事業概要	所管課
1	母子手帳交付時の妊婦保健指導	妊娠届を出された妊婦に対し、保健師が面接を実施し、妊婦が抱える問題についてアセスメントを行います。早期に支援が必要な場合は、支援計画に基づき支援を開始します。また、母子健康手帳を交付時にパンフレット等活用し、母子保健の正確な情報を伝えます。	健康増進課
2	妊婦健康診査、相談	健診受診の必要性を説明しながら妊婦健康診査票を週数に応じて交付し、結果を管理し、特に支援が必要な妊婦に対しては医療機関等と連携し支援していきます。	健康増進課
3	妊婦歯科健診	妊娠中は女性ホルモンの分泌の変化などから虫歯や歯周病になりやすく、歯周病は早産等の原因にもなるため、妊婦の歯科健診を実施し口腔内の異常の早期発見早期治療に繋げていきます。	健康増進課
4	産婦健康診査	産婦の身体及び精神状態を把握し、産後うつ予防及び新生児への虐待を防ぎ、産後から育児期にかかる切れ目のない支援を行います。	健康増進課
5	妊産婦・赤ちゃん訪問指導	妊娠アンケート等から把握した気になる妊産婦について保健師が訪問を実施します。第1子訪問、健診未受診、育児不安等の乳幼児に対する訪問も実施します。母子保健推進員による家庭訪問も引き続き実施します。	健康増進課
6	妊娠出産包括支援事業	妊産婦等の支援に必要な実情を把握し、妊娠、出産、育児に関する相談に応じ、必要な情報提供、助言、保健指導、支援プラン等の作成、保健医療又は福祉の関係機関との連絡調整を行うとともに産後の母子に対しての心身のケアや育児のサポートを産前産後サポートステーションに委託して引き続き実施します。	健康増進課
7	育児相談(再掲)	子どもの発育及び発達、栄養、育児についての相談は増加しており、今後も相談内容に応じて保健師、栄養士が育児相談を実施します。 支援が特に必要な家庭については、関係機関と連携を図ります。	健康増進課

No	事業名	事業概要	所管課
8	乳幼児健康診査	集団健診、医療機関での個別健診を引き続き実施します。	健康増進課
9	乳幼児健康診査後の精密検査	乳幼児健康診査後、精密検査が必要な場合は精密検査票を発行し医療機関への受診へと繋げます。	健康増進課
10	予防接種	予防接種法による定期予防接種を引き続き実施します。接種勧奨、接種指導も引き続き実施します。	健康増進課
11	乳幼児歯科健康診査	1歳6か月児、2歳6か月児、3歳児健診時に歯科健康診査を実施します。	健康増進課
12	歯科保健事業	乳幼児健診時の歯科保健指導、各保育所及び幼稚園においてフッ素洗口事業及びブラッシング指導を引き続き実施します。 また、児童生徒を対象にフッ素洗口事業、フッ素洗口指導、歯磨き指導、歯の健康講話を実施します。	健康増進課 学校教育課
13	事故防止指導	乳幼児健診及び相談時、緊急時の病院受診や事故防止について、引き続き指導を実施します。	健康増進課
14	禁煙指導	母子健康手帳交付時、乳幼児健診時に個別に禁煙に関する指導を実施します。	健康増進課
15	不妊治療費一部助成事業	不妊治療費用の一部助成も引き続き実施します。	健康増進課
16	母子手帳アプリ「みやっきー」	ICTを活用し、妊娠期から出産、育児期までのサービスに関する情報を提供することにより、安心して出産、育児できる環境を整備します。登録勧奨をしながら、子どもたちが健やかに成長できるような情報を発信していきます。ICTを活用し母子健康手帳の記録や地域の情報、予防接種の管理などを行っていきます。	健康増進課
17	未熟児養育事業	身体の発育が未熟なまま出生した乳児に必要な入院に係る医療費の給付を行います。	子ども未来課
18	子どもの医療費助成事業	18歳までの入通院に対し助成を行い、維持していきます。	子ども未来課
19	難聴児補聴器購入費助成事業	身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴児に対し、補聴器の購入及び修理に当たり必要な費用の一部を助成します。	環境福祉課
20	青少年育成町民会議との連携	青少年サポート隊の充実を図りながら、青少年育成町民会議との連携を推進します。隊長会議を通じての情報提供・情報交換及び先進地の視察研修を実施し、更なる活動の充実を図ります。	社会教育課

(4) ひとり親家庭・生活困窮者の自立支援

ひとり親家庭への経済的支援の充実のため、児童扶養手当、医療費の助成等を行い、周知・広報の強化による制度に関する認知度の向上を図ります。また、ひとり親家庭、生活困窮世帯の経済的な自立支援を図っていきます。

No	事業名	事業概要	所管課
1	ひとり親家庭等医療費助成	ひとり親家庭等の申請に基づき自己負担額を除き助成します。	子ども未来課
2	ひとり親家庭自立支援事業	佐賀県ひとり親家庭サポートセンターと協力して、ひとり親家庭等が自立し安定した生活を営み安心して子育てができる環境づくりに努めます。	子ども未来課
3	児童扶養手当	児童扶養手当の支給等を踏まえた事業の取り組みを行います。	子ども未来課
4	生活困窮者自立支援事業	生活に困窮している方を早期に発見、早期に把握し、佐賀県生活自立支援センターと連携しながら、課題の解決に努めます。	環境福祉課

(5) 子育て経費の支援

子育て家庭の経済的支援の充実のため、児童手当や医療費の助成、奨学金の支給等の支援を行います。こうした支援を通じて、保護者が安心して子育てができ、子どもたちが自己実現できる環境を整えます。

No	事業名	事業概要	所管課
1	児童手当	児童手当の支給等を踏まえた事業の取り組みを行います。	子ども未来課
2	児童扶養手当(再掲)	児童扶養手当の支給等を踏まえた事業の取り組みを行います。	子ども未来課
3	ひとり親家庭等医療費助成事業(再掲)	ひとり親家庭等の申請に基づき自己負担額を除き助成します。	子ども未来課
4	重度心身障害者医療費助成事業	重度の身体障がいまたは知的障がいを有する者(児)について、申請に基づき自己負担額を除き助成します。	環境福祉課
5	子どもの医療費助成事業(再掲)	18歳までの入通院に対し助成を行い、維持していきます。	子ども未来課
6	特定教育・保育施設等の保育料等の軽減	3歳児から5歳児及び非課税世帯の0歳児から2歳児対象として施設の保育料(利用料)等を減免します。	子ども未来課
7	保育料の軽減(第2子以上入所の場合)	0歳児から2歳児入所において、第2階層から第8階層までの世帯であって、就学前2人目は2分の1、3人目以降は免除を行います。	子ども未来課

No	事業名	事業概要	所管課
8	副食費の免除	特定教育・保育施設を利用している低所得世帯の3歳児から5歳児及び第3子にかかる副食費を免除します。	子ども未来課
9	補足給付費負担	幼稚園(未移行)における低所得世帯の子どもまたは第3子にかかる副食費を軽減します。	子ども未来課
10	ファミリー・サポート・センター利用料助成事業	利用料の一部を助成することにより、会員の負担を軽減し利用の促進を図ります。	子ども未来課
11	障がい児の発達支援	所得・年齢等に応じて利用者負担額の免除・軽減を行います。	環境福祉課
12	育英資金貸付	高校、大学生等において経済的理由などにより就学が困難な方に無利子で奨学金を貸与します。	学校教育課
13	要保護及び準要保護児童生徒就学支援	小中学校に通学するのに、経済的に困っている保護者の方に対し、学用品や給食費等を援助します。	学校教育課
14	学校給食費補助	子育て世代の経済的負担を軽減し、安心した子育てができる環境整備に努めます。	学校教育課

(6) ワーク・ライフ・バランスの推進

本町においても共働きの子育て世帯が今後増加していくことが予測されます。そのため、各子育て世帯がそれぞれの生活スタイルに応じた理想の子育てを実現できるよう、支援体制が求められます。

結婚・妊娠・出産・育児というライフステージの各段階に応じて、男女が共に仕事と家庭生活の両立を図ることができるよう情報提供や啓発活動を進めます。

No	事業名	事業概要	所管課
1	ワーク・ライフ・バランスに関する周知・啓発	関係機関と連携を図りながら、住民や事業所等に対してワーク・ライフ・バランスに関する周知に取り組み、多様な働き方を可能にするための啓発に努めます。	総務課 企画調整課
2	多様な働き方に関する情報提供	妊娠・出産などを理由とした不利益な取り扱いをうけることなく、在宅勤務やフレックスタイム等の多様な働き方に対して、労働条件の向上が図られるよう、関係機関と連携して情報の提供を行います。	総務課 企画調整課
3	放課後児童クラブの充実	就労等のため、昼間保護者のいない家庭は多く、放課後の児童健全育成事業は重要であるため、住民のニーズに対応できるよう実施します。支援員の研修体制を整え更なる質の向上を図ります。また、放課後子ども教室との一体型の推進を図ります。	子ども未来課 社会教育課

基本方針2 すべての子どもが、自分らしく成長できるまち

(1) 子どもの居場所づくり

子どもたちに様々な体験ができる場と機会を提供することで、子どもたちが多くのことに興味・関心をもって育つ環境を整えます。

No	事業名	事業概要	所管課
1	放課後児童クラブの充実 (再掲)	就労等のため、昼間保護者のいない家庭は多く、放課後の児童健全育成事業は重要であるため、住民のニーズに対応できるよう実施します。支援員の研修体制を整え更なる質の向上を図ります。また、放課後子ども教室との一体型の推進を図ります。	子ども未来課 社会教育課
2	放課後子ども教室	土曜日や夏休み期間中に地域の方々の参画を得て、子どもたちに文化活動やスポーツ活動など多様な体験活動の機会を充実させ、子どもの心豊かな成長を育んでいきます。地域の方の参画を得て、多様な体験活動の機会を提供するとともに、参加率を増やします。また、講師となる地域人材を確保し、教室の内容の充実を図るとともに、学校と連携を密にして参加率の増加を図っていきます。	社会教育課
3	親子が安心して過ごせる 公園・施設の設置	遊具(ブランコ、鉄棒、滑り台等)の修繕は町で行い、公園施設(トイレ、水道、防護柵等)の修繕及び遊具の新設については地区に補助金を交付して管理しており、今後も維持します。	産業課



(2) 思春期の保健対策と健康教室の推進

子どもの成長にとっては、健康も大切です。子どもが、自身の心身の健康に関心を持ち、正しい知識を得ることができるように、様々な講座等の機会を提供します。

No	事業名	事業概要	所管課
1	性教育の出前講座の開催	小学校では養護教諭等による学年に応じた授業を行い、中学校では、外部講師を招いて2年生を対象にした講演会や、産婦人科ドクターによる性教育の出前講座を実施します。	学校教育課
2	学校での喫煙・飲酒・薬物についての教育	県教育委員会とともに、各小中学校において、学校医や学校薬剤師等による薬物乱用防止教室や防煙教室、思春期講演会などの取り組みを行います。	学校教育課

(3) 障がいがある子ども・適応に不安のある子どもへの支援

障がいのある子どもが、学校や地域で本人及び家族が安心して生活できるよう社会全体で理解し、応援することを推進していきます。障がいがある子どもが社会的に自立することを目指した療育を行い、成長や発達に支援が必要な子どもや障がいがある子ども、その家族に対する相談、助言など支援を行っていきます。

No	事業名	事業概要	所管課
1	居宅介護事業	入浴や排泄などの介助が必要な障がい児にヘルパーを派遣することにより、障がい児が在宅生活をする中で、一人ひとりの状況に応じた適切なサービスが利用できるよう支援します。	環境福祉課
2	児童発達支援・放課後等デイサービス	障がい児が療育指導を受けることにより日常生活の向上が図られるよう、今後も事業を推進します。	環境福祉課
3	短期入所・日中一時支援事業	施設に短期間または日中のみ預けることにより、保護者の介護負担の軽減を図り、安心して在宅生活を送れるよう支援します。	環境福祉課
4	同行援護・行動援護・移動支援事業	屋外での移動が困難な障がい児に対し、外出時の援助を行うヘルパーを派遣することにより、余暇活動や社会参加等を促します。	環境福祉課
5	障がい児の発達支援(再掲)	所得・年齢等に応じて利用者負担額の免除・軽減を行います。	環境福祉課

(4) 子どもの人権・権利の保護

すべての子どもには、人格と尊厳があります。子どもへのあらゆる暴力は、これらを侵害するものであり、将来にわたって深刻な影響を及ぼします。

また、子ども自身や家庭環境の課題など、さまざまな理由で支援を必要とする子どももいます。子どもに関わる行政機関、関係機関、地域によるネットワークを活用し、要保護・要支援児童とその家族などへの支援、見守り、虐待の発生予防や早期発見、早期対応に努めます。

No	事業名	事業概要	所管課
1	地域に密着した相談、支援対策を強化するため、虐待や非行等の相談窓口の充実	スクールソーシャルワーカーを配置し、相談事例には関係各課と連携し対応していきます。要保護児童対策地域協議会を開催し、要保護児童の情報交換等を行い関係機関との連携を強化していきます。 子育て世代包括支援センターを機能させ、地域における切れ目のない子育て支援を活用して虐待を予防します。	子ども未来課 健康増進課 学校教育課
2	子どもの権利擁護の啓発	子どもの権利を守るため、体罰やあらゆる暴力の子どもに対する害悪について理解を得られるよう、様々な機会に普及啓発活動を行います。また、保護者として監護を著しく怠ることは、ネグレクトに該当することを踏まえ、子どもを自宅や車内に放置してはならないことを乳幼児健診の機会などを活用し、周知・啓発を行います。	子ども未来課 健康増進課 学校教育課
3	子どものいじめ・体罰等防止条例推進事業	子どもたちをいじめ・体罰等から守るため、学校、保護者、地域社会全体で取り組むことを目的とし条例を制定します。取り組みの一つとして「さが子どもにやさしいまちづくりセンター」へ委託して、子ども、保護者、教職員の相談、研修(ワークショップ)を推進します。	子ども未来課



基本方針3 社会全体で子育てを支えるまち

(1) 地域で取り組む子育て支援

地域は子どもが様々なことを体験し、学ぶ場でもあります。まわりの大人が子どもを教え導くことで、子どもは豊かに成長します。そして、そのことは保護者の子育てを応援することにもつながります。

そのためにも、地域の住民、地域団体、事業所、学校、ボランティア等が協力しあいながら、子どもの成長を様々な側面から支援していきます。

No	事業名	事業概要	所管課
1	地域子育て支援機能の充実	地域子育て支援拠点に、乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行い、地域の子どもや保護者に対する子育て支援を総合的に提供します。なお、障がい児・外国につながる幼児に対して、子ども及びその保護者の使用可能な言語に配慮した案内を行うことなど、それぞれの事情に応じた丁寧な支援に取り組みます。	子ども未来課 健康増進課 環境福祉課
2	絵本の読み聞かせの推進(再掲)	保護者が来校する授業参観日等に実施するなど、親子の読書活動の場の提供を今後も実施します。	学校教育課
3	幼稚園・保育所と小・中学校との交流会(再掲)	幼保小連絡協議会等において、連携を取り合いながら、実施します。今後は、幼稚園・保育所・小学校の相互訪問や行事の参観等を、一層推進します。	学校教育課
4	育児相談(再掲)	子どもの発育及び発達、栄養、育児についての相談は増加しており、今後も相談内容に応じて保健師、栄養士が育児相談を実施します。 支援が特に必要な家庭については、関係機関と連携を図ります。	健康増進課
5	子どもクラブ活動	スポーツ大会を中心に実施しており、その他各地区の独自活動の充実を図ります。 今後もスポーツ大会を中心に交流を深めるとともに、地区独自の活動についても充実を図っていきます。	社会教育課
6	地球環境に対する体験学習の推進(再掲)	学校・行政を通して、地域体験型の学習を行います。	学校教育課
7	住民ボランティアの育成	子どもを見守るボランティア(サポート隊)の活動推進を図っていきます。創設時の理念に立ち返り、自発性に基づいた活動を行い、活動の輪を広げていきます。	社会教育課
8	子育て推進活動	子どもの健やかな成長を町民全体で考えていくことを目	子ども未来課

No	事業名	事業概要	所管課
		的に、毎年5月を「子育て・子育て推進月間」と定め児童福祉の理念の普及・啓発活動を行っています。 町民と行政の協働により子育て支援推進に向けた町民の自主的な活動に対し、一部助成を行っています。	
9	子育て支援情報の発信	子育て支援に関する情報を、インターネット、子育てアプリ等の多様な媒体、各種イベントや施設等における様々な機会・場を活用し、積極的に情報発信します。	子ども未来課 健康増進課

(2) 子どもの健全育成

子どもが安心して過ごすことができ、様々な人たちと交流できる場を提供することで、子どもたちが健全に育つ環境を提供します。

No	事業名	事業概要	所管課
1	青少年育成町民会議等による健全育成	今後も地域住民の参画を推進し、子どもの健全育成を推進します。地区懇談会を通じて青少年健全育成に対する住民意識の高揚を図り、地区で実施する青少年交流・体験活動に補助を行い、活動推進を図っていきます。	社会教育課
2	職場体験学習事業	勤労観や職場観を育成していくため事業の継続を図るとともに、受け入れ先の職場についても事業の啓発を行います。	学校教育課

(3) 教育環境の充実

学校は次世代を担う児童・生徒が学ぶ場であるため、社会環境の変化に合わせた適切な運営が求められます。子どもが個性豊かに生きる力を伸長することができるよう、充実した教育環境を整備していきます。

保幼小連携、小中一貫教育など幼児期から小学校・中学校と円滑な接続を図ります。

No	事業名	事業概要	所管課
1	スクールカウンセラーの配置	専門カウンセラーを町内各小中学校に、月2回程度派遣します。県教育委員会と連携しながら、派遣時間の拡大等を検討していきます。	学校教育課
2	スクールソーシャルワーカーの配置	問題を抱える児童生徒、保護者、教職員等に対応するため教育・福祉等の専門的な知識・技術を持つスクールソーシャルワーカーを配置し、相談、支援、環境への働きかけを行います。県教育委員会と連携しながら、派遣時間の拡大等を検討していきます。	学校教育課

No	事業名	事業概要	所管課
3	健康教育の推進	各小中学校において、食育推進にかかわる活動を行っており、食育推進活動を通じて、健康についての啓発を行っていきます。	学校教育課
4	保健体育授業の充実	各小中学校において、学校医や養護教諭等と連携し、性教育や喫煙の健康被害等に対する教育等を行います。	学校教育課
5	指導者の育成及び確保	社会体育団体等と連携し、地域に根ざした指導者を、確保、育成していきます。	学校教育課
6	幼稚園・保育所と小学校との連携	幼稚園・保育所から小学校への円滑な移行支援を行うために、幼稚園・保育所・小学校の相互訪問や行事の参観等を行い、連携を強化していきます。	学校教育課
7	教育環境における防犯対策の強化	各小中学校において、警察等関係機関を講師として防犯対策の授業を行っており、今後も関係機関と連携を図っていきます。	学校教育課 社会教育課
8	関係機関、関係業界等に対する被害防止のための指導の要請	スマートフォンやパソコンなどによりインターネット犯罪が増えているため、さらなる環境対策を推進していく必要があります。今後も青少年育成町民会議、青少年健全育成指導員、その他関係機関との連携を密にしながら、地域環境点検活動を通じて大型店舗やコンビニの有害図書設置状況を点検するとともに、地区懇談会等でも取り上げ、被害防止の注意喚起を行っていきます。また、各小中学校において、警察等関係機関を講師として、被害防止対策の授業を行っており、今後も関係機関と連携を図っていきます。	学校教育課 社会教育課

(4) 食育の推進

生涯の健康につながる「食の大切さ」を、給食や体験学習などを通して周知し、自らが望ましい食生活を確立できるように様々な機会を活用して「食育」を進めます。

No	事業名	事業概要	所管課
1	乳幼児期の栄養保健指導	乳幼児健診及び育児相談時に栄養士による栄養保健指導を引き続き実施します。	健康増進課
2	食生活改善推進協議会	食生活改善推進協議会の自主的な活動が増えるよう今後も栄養士が支援をします。 学童期の食育の推進として親と子の料理教室を引き続き実施します。	健康増進課

No	事業名	事業概要	所管課
3	学校における食に関する指導の充実	栄養教諭等による食に関する授業を実施します。 みやき町食の日（地産地消）や食育だよりの発行などを行い、食育推進活動を実施します。	学校教育課

（５）安全・安心なまちづくり

子どもを狙った犯罪や通学中の子どもが巻き込まれる交通事故が増えています。子どもを犯罪や事故から守るには、PTA や地域の防犯ボランティア、警察などの関係機関との連携等、地域における連携が必要となります。また、警察、学校、コミュニティなどの関係団体と協力し、危険箇所の改善や安全啓発など総合的な対策を行います。

No	事業名	事業概要	所管課
1	通学路や公園等における防犯灯、緊急通報装置等の防犯設備整備の推進	防犯灯の維持管理のため、地区の協力を求めています。	総務課
2	優良防犯機器（ブザー等）の普及促進	4小学校に就学時において、防犯ブザーの補助を行っており、今後も同様に補助を行い、普及促進を行います。	学校教育課
3	交通安全教育の推進	通学路の環境整備の推進や各小中学校における警察等関係機関を講師とした交通安全対策の授業を関係機関との連携により強化を図っていきます。	学校教育課
4	住民の自主防犯活動を促進するため、犯罪等に関する情報の提供推進	今後も情報を提供し、犯罪等の被害から守るための活動を推進します。今後も、犯罪被害情報を随時発信する防災ネットや「まちこみメール」の周知と登録推奨を行い、犯罪被害から守るための活動を推進していきます。	総務課 学校教育課
5	学校付近や通学路における登下校パトロール事業	PTA 等の学校関係者やサポート隊等の防犯ボランティア、関係機関・団体と連携し、登下校パトロール活動を推進します。	社会教育課
6	民生委員・児童委員による児童の見守り	子どもの健やかな育成のため、地域の中で民生委員・児童委員が中心となり、児童の見守りを行います。	環境福祉課

第 5 章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業
の量の見込みと確保方策について

本章は、「子ども・子育て支援法」第 61 条の規定に基づき、市町村子ども・子育て支援事業計画であり、計画期間における幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業について、量の見込みとそれに対する確保方策を記載しています。

1 区域の設定

子ども・子育て支援法の規定に基づき、「教育・保育の量の見込み」及び「確保方策」を設定する単位として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育施設の整備状況等を総合的に勘案して教育・保育提供区域を定めます。

本計画においては、教育・保育提供区域を広く設定することで、需給調整の柔軟性が高くなり、安定して教育・保育を提供できることから、町内を1区域とする教育・保育提供区域を設定します。

2 子ども・子育て支援事業の量の見込みに対する確保方策

計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）」を定めます。町に居住する子どもについて、「現在の幼稚園・保育所・認定こども園・認可外保育施設等の利用状況」に、「利用希望」を踏まえて以下の区分で設定します。

3－5歳幼児期の学校教育を受ける子ども（19条1項1号に該当：教育標準時間認定）

3－5歳保育の必要性のある子ども（19条1項2号に該当：満3歳以上・保育認定）

0－2歳保育の必要性のある子ども（19条1項3号に該当：満3歳未満・保育認定）

■量の見込みの算出方法

児童数については、「住民基本台帳」の人口をもとに、平成 27 年度から平成 31 年度までの5年間平均の人口（変化率）を適用し推計しました。なお、教育・保育の量の見込みにあたっては、アンケート結果から算出されたニーズや過去の利用実績をもとに算出しました。

幼児期の教育・保育の量の見込みに対する確保方策の内容を次に示します。

(1) 保育施設（認可保育所・認定こども園・地域型保育施設）

事業概要	認可保育所・地域型保育施設は、保護者が仕事や病気などの理由で、0歳～小学校就学前の子どもの保育ができない場合に、子どもを預かって保育する施設です。 認定こども園は、小学校就学前の子どもに対する保育及び教育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を行う施設です。
町の現状	認可保育所3園 地域型保育施設3園
確保方策の内容	令和6年度までに保育所の増設または認定こども園を新設する。令和6年度までに既存幼稚園から認定こども園への移行を推進する。

【量の見込み】

①2号認定

(単位:人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	433	440	461	490	492
(A)みやき町施設	424	431	452	479	481
(B)他市町在住児	9	9	9	11	11
②確保方策	439	489	488	523	523
(C)みやき町施設	418	468	468	503	503
(D)他市町所在施設等	21	21	20	20	20
差引(②-①)	6	49	27	33	31

②3号認定(0歳)

(単位:人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	51	57	60	67	72
(A)みやき町施設	50	56	59	65	70
(B)他市町在住児	1	1	1	2	2
②確保方策	78	84	84	90	90
(C)みやき町施設	75	81	81	87	87
(D)他市町所在施設等	3	3	3	3	3
差引(②-①)	27	27	24	23	18

③3号認定(1, 2歳)

(単位:人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	305	297	297	305	311
(A)みやき町施設	300	292	292	298	304
(B)他市町在住児	5	5	5	7	7
②確保方策	285	308	308	332	332
(C)みやき町施設	273	297	297	321	321
(D)他市町所在施設等	12	11	11	11	11
差引(②-①)	△20	11	11	27	21

(2) 特定教育施設 (幼稚園・認定こども園)

事業概要	幼稚園は、保護者の就労状況に関わらず、3歳から入園でき年齢に相応しい適切な環境を整え、心身の発達を助長するための教育施設です。 認定こども園は、小学校就学前の子どもに対する保育及び教育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を行う施設です。
町の現状	幼稚園5園
確保方策の内容	令和6年度までに認定こども園を新設する。既存幼稚園の定員の変更により提供数を確保する。

【量の見込み】

(単位:人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	251	266	264	274	274
(A)みやき町施設	242	257	255	255	255
(B)他市町在住児	9	9	9	19	19
②確保方策	259	269	267	279	279
(C)みやき町施設	217	227	227	242	242
(D)他市町所在施設等	42	42	40	37	37
差引(②-①)	8	3	3	5	5

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

教育・保育の量の見込みの算出と同様、「児童数の推計」、「国が示した算出方法」等に基づき、各事業の量の見込みを算出しました。

(1) 利用者支援事業

事業概要	妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する悩み等に円滑に対応するため保健師等が専門的見地から相談支援等を実施する事業です。
町の現状	①保健センターでの育児相談 ②保健センター閉庁時の助産師等による電話相談
確保方策の内容	現在の体制を利用することで確保できる。

(単位:人日/年間)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	650	670	690	710	730
利用可能数	650	670	690	710	730
差	0	0	0	0	0

(2) 地域子育て支援拠点事業

事業概要	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。
町の現状	0歳から就学前までの児童とその保護者を対象として、子育て支援センターで保護者同士の交流支援、育児相談を実施している。
確保方策の内容	現在の提供体制を利用することで確保できる。

(単位:人日/年間)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	2,309	2,285	2,172	2,148	2,127
利用可能数	2,309	2,285	2,172	2,148	2,127
差	0	0	0	0	0

(3) 一時預かり事業（幼稚園における在園児を対象とした預かり）その他の一時預かり

事業概要	幼児の心身の健全な発達を図るとともに、保護者の子育てを支援するため、希望のあった在園児を幼稚園の教育時間の終了後に、引き続き預かる事業です。また、保育所や幼稚園などを利用していない児童で、保護者の都合により一時的に保育が必要になった場合に預かる事業です。
町の現状	①幼稚園5園 ②認可保育所1園、地域型保育施設1園
確保方策の内容	①既存の事業を利用することで確保できる。 ②認可保育所または幼稚園による事業拡大を目指す。人材確保事業による提供体制を強化する。

①1号認定(単位:人日/年間)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1,261	1,507	1,753	1,999	2,245
利用可能数	1,261	1,507	1,753	1,999	2,245
差	0	0	0	0	0
実施箇所数	5	5	5	5	5

②幼稚園における在園児を対象とした一時預かり(預かり保育)以外(単位:人日/年間)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	660	696	733	727	717
利用可能数	660	696	733	727	717
差	0	0	0	0	0
実施箇所数	2	2	2	2	2

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

事業概要	乳児のいる家庭を訪問し、子育てに関する情報の提供並びに乳児及びその保護者の心身の状況、養育環境を把握し養育についての相談に応じて助言等を実施する事業です。
町の現状	乳児のいる家庭に保健師、母子保健推進員等が家庭訪問を実施。
確保方策の内容	現在の体制を利用することで確保できる。

(単位:人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	150	155	160	165	170
利用可能数	150	155	160	165	170
差	0	0	0	0	0

(5) 養育支援訪問事業

事業概要	乳児家庭全戸訪問事業等により把握した、特に支援を必要とする妊婦や乳幼児等に対して、保健師等が訪問し、相談や支援を実施する事業です。
町の現状	特に支援が必要と判断された対象家庭に対して保健師等が家庭訪問を実施。
確保方策の内容	現在の体制を利用することで確保できる。

(単位:人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	100	100	100	100	100
利用可能数	100	100	100	100	100
差	0	0	0	0	0

(6) ファミリー・サポート・センター事業

事業概要	児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。
町の現状	平成30年より実施し徐々に提供会員、依頼会員が増加しています。
確保方策の内容	依頼会員の増加に対して、提供会員の確保、研修を実施していきます。

(単位:人日/年間)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	180	190	200	200	200
確保方策	180	190	200	200	200
差	0	0	0	0	0



(7) 子育て短期支援事業

事業概要	様々な理由により児童の養育が一時的に困難になった場合に、児童福祉施設に委託し、児童を保護することで、児童とその家族の福祉の向上を図ることを目的としている事業です。
町の現状	本事業の利用実績は少ないものの、重要な役割を果たすため一定量の確保が必要な事業としています。
確保方策の内容	既存の事業を利用することで確保できる。

(単位:人日/年間)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	60	60	60	60	60
実施箇所	2	2	2	2	2

(8) 延長保育事業

事業概要	認可保育所において、通常の利用時間に加えて延長して保育を実施する事業です。
町の現状	認可保育所3園 地域型保育施設3園
確保方策の内容	既存の事業を利用することで確保できる。

(単位:人日/年間)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	6,036	6,205	6,374	6,543	6,712
実施箇所	6	6	6	6	6



(9) 病児・病後児保育事業

事業概要	保護者が就労等の理由により、家庭で保育できない病気や病気の回復期にある乳幼児や小学生を対象に、病院や保育所等で保育を行う事業です。
町の現状	認可保育所(体調不良型)3園
確保方策の内容	令和6年までに新設保育所または認定こども園による病児保育事業開始を目指します。

①病児保育(単位:人日/年間)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み		21	21	21	22	23
確保方策	病児保育事業所	0	0	0	1	1

②病後児保育(単位:人日/年間)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み		44	45	45	45	44
確保方策	病後児保育事業所	3	3	3	3	3



(10) 放課後子ども総合プラン

①放課後児童クラブ

事業概要	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与え、健全な育成を図る事業です。
町の現状	町内全小学校区で小学1年生から6年生までを対象に、学童保育事業を実施しています。
確保方策の内容	4カ所(定員 504 人)

(単位:人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (利用定員数)	391	401	422	448	470
1年生	111	117	131	139	139
2年生	98	101	106	118	126
3年生	81	81	83	88	98
低学年(1~3年)	290	299	320	345	363
4年生	58	55	55	57	60
5年生	30	35	33	33	34
6年生	13	12	14	13	13
高学年(4~6年)	101	102	102	103	107
確保方策 (利用定員数)	504	504	504	504	504

②放課後子ども教室

事業概要	子どもを取り巻く環境が変化し、多くの人や社会・自然などと直接触れ合う体験が不足している中、地域の方々の参画を得て、子どもたちに文化活動やスポーツ活動など、多様な体験活動の機会を充実させ、子どもの心豊かな成長を育むことを図る事業です。
町の現状	校区ごとに小学1年生から6年生までを対象に、土曜日や夏季休業期間に実施しています。
確保方策の内容	町内小学校と連携しチラシを配布する他、広報誌、ホームページで周知を図る。

(単位:教室)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
放課後子ども 教室整備数	3	3	3	3	3

(11) 妊婦健康診査事業

事業概要	妊婦の健康管理の充実並びに妊娠に係る経済的負担の軽減を図り、妊婦が安心して妊娠及び出産することができる体制を確保する事業です。
町の現状	妊娠届を提出した妊婦に対し妊娠週数に応じて妊娠健康診査票を交付。
確保方策の内容	現在の体制を利用することで確保できる。

(単位:人回)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	2,200	2,220	2,240	2,260	2,280

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

事業概要	①保護者の世帯所得の状況などを勘案して、特定教育・保育施設などに対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用などを助成する事業です。 ②新制度に移行していない幼稚園において保護者が支払うべき副食費を世帯の所得状況等に応じて助成する事業です。
町の現状	①実施していません。②実施しています。
確保方策の内容	①財政、財源の確保を行いながら実施します。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

事業概要	特定教育・保育施設などへの民間事業者の参入の促進に関する調査研究や、その他の多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設などの設置または運営を促進するための事業です。
町の現状	実施していません。
確保方策の内容	事業者からの申請状況を勘案しながら、必要に応じて実施します。

第 6 章 子どもの貧困対策

1 基本的な考え方

(1) 子どもの貧困対策の基本的考え

本計画における子どもの貧困対策については、国の「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の趣旨を踏まえ、県の「佐賀県子どもの貧困対策推進計画」と整合性を図りながら、すべての子どもたちが生まれ育った環境に左右されることなく、夢と希望を持って成長していくことができるように支援していくことを目的とします。

本計画の制度的な背景の一つとなっている「子供の貧困対策に関する大綱」では、「全ての子供たちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指し、子供の貧困対策を総合的に推進する」ことが目的・理念とされています。

佐賀県においては、国の「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の趣旨を踏まえ、平成 28 年に「佐賀県子どもの貧困対策推進計画」(平成 28 年度～平成 32 年度)を策定しました。佐賀県は、「将来に希望の持てる教育の支援」「安心できる生活の支援」「安心を支える保護者に対する就労支援」「安心を守る経済的支援」を重点施策として、子どもの貧困対策を推進しています。

本町は、本計画の基本理念である「すべての子どもたちが健やかに成長できる地域社会づくり」や、基本的な視点(p.34)を基軸に据え、本計画の子どもの貧困対策を実行していきます。また、国の「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の目的である“子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、すべての子どもが心身ともに健やかに育成される環境を整備する”という考えなどを踏まえ、子どもを中心に、子どもの貧困は個人の責任にのみ任せるのではなく、地域社会全体で支援していくこととします。



(2) 子どもの貧困対策の方向性

調査により、生活困窮世帯の子どもにおいて、世帯状況が、努力は報われるという意識や進路・進学先の選択に影響を与えていることがわかりました。「生まれ育った環境に左右されることなく、夢と希望を持って成長していくことができるよう」にするには、生活困窮世帯の子どもたちが、自分の行ったことに対して肯定的評価が与えられる場や機会を提供すること、またそうした子どもでも希望通りの進路に進むことができるような支援とその周知を行うことが必要です。

また、子育てをしている家庭が抱えている問題や課題は様々で一様ではありません。本町においては、貧困に限定せずに幅広く問題を抱えている子どもたちをいち早く把握し、関係する機関へと適切につないでいくことが必要です。

潜在化している課題をいち早く把握し、効果的な支援へとつなぐため、保育所や幼稚園、学校など、子どもたちやその家庭とのあらゆる接点を通じて一人ひとりの子どもたちや家庭に寄り添い、支援が必要な子どもや家庭の把握と、それぞれの対象者に適した支援が可能な体制の構築を目指していきます。

子育て家庭の抱える様々な課題に対応して、適切な支援を行っていくためには、地域の多様な関係者や関係機関が緊密に連携を図り、現状や課題を共有し、それぞれの対象者にあった支援へと円滑につないでいくことが重要となります。そのためにも、庁内の関係課の間の連携強化から始め、町内の関係機関に連携の輪を拡大していくことが必要です。そして、町は様々な関係者の間の連携が円滑なものとなるように、関係者の間の中心にたつて、支援を必要とする人に最適な支援が提供されるようにつないでいく役割を果たしていきます。併せて、町は適切な支援事業を提供し、すべての子どもたちが生まれ育った環境に左右されずに夢に向かって前向きに取り組んでいくことができるように必要な取り組みを行っていきます。

行政内部の連携、行政と関係団体との連携、そして適切な支援を通じて、地域全体で子どもたちの成長と自己実現がなされるよう環境を整えていきます。



2 施策の体系

(1) 子どもの貧困対策に関する施策の体系

以下の体系で、子どもの貧困対策を進めていきます。

基本施策	具体的事業
1. 支援体制の充実	母子保健推進員による子育て支援/妊娠出産包括支援事業/子育て世代包括支援センター機能の推進/民生委員・児童委員による児童の見守り/地域子育て支援機能の充実/幼稚園・保育所と小・中学校との交流会/地域に密着した相談、支援対策を強化するため、虐待や非行等の相談窓口の充実/青少年育成町民会議との連携
2. 教育の支援	スクールカウンセラーの配置/スクールソーシャルワーカーの配置/放課後児童クラブの充実/放課後子ども教室/青少年育成町民会議等による健全育成
3. 生活の支援	母子手帳交付時の妊婦保健指導/妊婦健康診査、相談/妊婦歯科健診/産婦健康診査/妊産婦・赤ちゃん訪問指導/育児相談 乳幼児期の栄養保健指導/乳幼児健康診査/歯科保健事業/禁煙指導/母子手帳アプリ「みやっきー」/食生活改善推進協議会/ ひとり親家庭自立支援事業/生活困窮者自立支援事業
4. 保護者に対する就労の支援	延長保育/一時預かり/病児・病後児保育/育児相談
5. 経済的支援	児童手当/児童扶養手当/ひとり親家庭等医療費助成事業/重度心身障害者医療費助成事業/子どもの医療費助成事業/特定教育・保育施設等の保育料等の軽減/保育料の軽減(第2子以上入所の場合)/副食費の免除/補足給付費負担/ファミリー・サポート・センター利用料助成事業/障がい児の発達支援/要保護及び準要保護児童生徒就学支援

基本施策1 支援体制の充実

相対的な貧困による問題は外見的なところからだけでは気づきにくく、また、課題を抱えている世帯が周囲の目を気にして支援を求めないこともあり、適切な支援に結び付かないことも多くあります。各種訪問事業、相談事業、健診事業等の機会を通じて各世帯の状況を把握し、適切な支援ができるよう関係機関の連携等を進めていきます。

No	事業名	事業概要	所管課
1	母子保健推進員による子育て支援	母子保健推進員による妊婦訪問、こんにちは赤ちゃん訪問事業による家庭訪問を今後も引き続き行います。特に支援が必要な家庭には、保健師と連携します。	健康増進課
2	妊娠出産包括支援事業	妊娠期から育児期にわたるまでの母子の健康や育児に関する相談に対応し、また産後の母子に対しての心身のケアや育児のサポートを産前産後サポートステーションに委託して引き続き実施します。	健康増進課
3	子育て世代包括支援センター機能の推進	組織を横断するコーディネータ的職員を配置し、庁内及び子育て関係団体等との連携、情報を共有し、必要な資源開発等に取り組みを推進します。	健康推進課 子ども未来課
4	民生委員・児童委員による児童の見守り	子どもの健やかな育成のため、地域の中で民生委員・児童委員が中心となり、児童の見守りを行います。	環境福祉課
5	地域子育て支援機能の充実	地域子育て支援拠点に、乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行い、地域の子どもや保護者に対する子育て支援を総合的に提供します。なお、障がい児・外国につながる幼児に対して、子ども及びその保護者の使用可能な言語に配慮した案内を行うことなど、それぞれの事情に応じた丁寧な支援に取り組みます。	子ども未来課 健康増進課 環境福祉課
6	幼稚園・保育所と小・中学校との交流会	幼保小連絡協議会等において、連携を取り合いながら、実施します。今後は、幼稚園・保育所・小学校の相互訪問や行事の参観等を、今後も一層推進します。	学校教育課
7	地域に密着した相談、支援対策を強化するため、虐待や非行等の相談窓口の充実	スクールソーシャルワーカーを配置し、相談事例には関係各課と連携し対応していきます。要保護児童対策地域協議会を開催し、要保護児童の情報交換等を行い関係機関との連携を強化していきます。 子育て世代包括支援センターを機能させ、地域における切れ目のない子育て支援を活用して虐待を予防します。	子ども未来課 健康増進課 学校教育課

No	事業名	事業概要	所管課
8	青少年育成町民会議との連携	青少年サポート隊の充実を図りながら、青少年育成町民会議との連携を推進します。隊長会議を通じての情報提供・情報交換及び先進地の視察研修を実施し、更なる活動の充実を図ります。	社会教育課



基本施策2 教育の支援

育った環境により受けられる教育に差が出ないよう、教育の差により将来の選択肢が狭められることがないよう、児童・生徒の学力向上の促進や様々な体験機会の提供を進めるとともに、子どもたちが学校のことで悩みを抱え込まないよう、相談支援の充実を図ります。

そして、子どもを取り巻く諸課題が多様化・複雑化する中で、より地域実態に合わせたきめ細かい支援ができるよう、地域と協働で子育て・教育支援を推進します。

No	事業名	事業概要	所管課
1	スクールカウンセラーの配置	専門カウンセラーを町内各小中学校に、月2回程度派遣します。県教育委員会と連携しながら、派遣時間の拡大等を検討していきます。	学校教育課
2	スクールソーシャルワーカーの配置	問題を抱える児童生徒、保護者、教職員等に対応するため教育・福祉等の専門的な知識・技術を持つスクールソーシャルワーカーを配置し、相談、支援、環境への働きかけを行います。県教育委員会と連携しながら、派遣時間の拡大等を検討していきます。	学校教育課
3	放課後児童クラブの充実	就労等のため、昼間保護者のいない家庭は多く、放課後の児童健全育成事業は重要であるため、住民のニーズに対応できるよう実施します。また、放課後子ども教室との一体型の推進を図ります。	子ども未来課 社会教育課
4	放課後子ども教室	土曜日や夏休み期間中に地域の方々の参画を得て、子どもたちに文化活動やスポーツ活動など多様な体験活動の機会を充実させ、子どもの心豊かな成長を育んでいきます。地域の方の参画を得て、多様な体験活動の機会を提供するとともに、参加率を増やします。また、講師となる地域人材を確保し教室の内容充実を図るとともに、学校と連携を密にして参加率の増加を図っていきます。	社会教育課
5	青少年育成町民会議等による健全育成	今後も地域住民の参画を推進し、子どもの健全育成を推進します。地区懇談会を通じて青少年健全育成に対する住民意識の高揚を図り、地区で実施する青少年交流・体験活動に補助を行い、活動推進を図っていきます。	社会教育課

基本施策3 生活の支援

本町では、妊娠期から子育て期にわたるまでの総合的な相談事業、各種健康診査や相談対応、家庭訪問等を通じ、子どもの成長段階に応じた切れ目のない支援を進めます。子どもの生活は、保護者の生活状況に大きく左右されるとともに、子どもの頃に定着した生活習慣は大人になっても根付いたままであることが多いため、保護者が健全な生活習慣を確立できるよう、生活習慣の改善に資する情報や子育てについての情報を提供します。また、食生活の乱れがある世帯に対しては食育等を推進します。

No	事業名	事業概要	所管課
1	母子手帳交付時の妊婦保健指導	妊娠届を出された妊婦に対し、保健師が面接を実施し妊婦が抱える問題についてアセスメントを行います。早期に支援が必要な場合は、支援計画に基づき支援を開始します。また、母子健康手帳を交付時にパンフレット等活用し、母子保健の正確な情報を伝えます。	健康増進課
2	妊婦健康診査、相談	健診受診の必要性を説明しながら妊婦健康診査票を週数に応じて交付し、結果を管理し、特に支援が必要な妊婦に対しては医療機関等と連携し支援していきます。	健康増進課
3	妊婦歯科健診	妊娠中は女性ホルモンの分泌の変化などから虫歯や歯周病になりやすく、歯周病は早産等の原因にもなるため、妊婦の歯科健診を実施し口腔内の異常の早期発見早期治療に繋げていきます。	健康増進課
4	産婦健康診査	産婦の身体及び精神状態を把握し、産後うつ予防及び新生児への虐待を防ぎ、産後から育児期にかかる切れ目のない支援を行います。	健康増進課
5	妊産婦・赤ちゃん訪問指導	妊娠アンケート等から把握した気になる妊産婦について保健師が訪問を実施します。第1子訪問、健診未受診、育児不安等の乳幼児に対する訪問も実施します。母子保健推進員による家庭訪問も引き続き実施します。	健康増進課
6	育児相談	子どもの発育及び発達、栄養、育児についての相談は増加しており、今後も相談内容に応じて保健師、栄養士が育児相談を実施します。 支援が特に必要な家庭については、関係機関と連携を図ります。	健康増進課
7	乳幼児期の栄養保健指導	乳幼児健診及び育児相談時に栄養士による栄養保健指導を実施します。	健康増進課

No	事業名	事業概要	所管課
8	乳幼児健康診査	集団健診、医療機関での個別健診を引き続き実施します。	健康増進課
9	歯科保健事業	乳幼児健診時の歯科保健指導、各保育所及び幼稚園においてフッ素洗口事業及びブラッシング指導を引き続き実施します。 また、児童生徒を対象にフッ素洗口事業、フッ素洗口指導、歯磨き指導、歯の健康講話を実施します。	健康増進課 学校教育課
10	禁煙指導	母子健康手帳交付時、乳幼児健診時に個別に禁煙に関する指導を実施します。	健康増進課
11	母子手帳アプリ「みやっきー」	ICTを活用し、妊娠期から出産、育児期までのサービスに関する情報を提供することにより、安心して出産、育児できる環境を整備します。登録勸奨をしながら、子どもたちが健やかに成長できるような情報を発信していきます。ICTを活用し母子健康手帳の記録や地域の情報、予防接種の管理などを行っていきます。	健康増進課
12	食生活改善推進協議会	食生活改善推進協議会の自主的な活動が増えるよう今後も栄養士が支援をします。 学童期の食育の推進として親と子の料理教室も引き続き実施します。	健康増進課
13	ひとり親家庭自立支援事業	佐賀県ひとり親家庭サポートセンターと協力して、ひとり親家庭等が自立し安定した生活を営み安心して子育てができる環境づくりに努めます。	子ども未来課
14	生活困窮者自立支援事業	生活に困窮している方を早期に発見、早期に把握し、佐賀県生活自立支援センターと連携しながら、課題の解決に努めます。	環境福祉課



基本施策4 保護者に対する就労の支援

生活が困窮した状態から抜け出し、子どもの安定した生活環境を確保するためには保護者の就労による安定的な収入の確保が求められます。そのため、保護者が就労を継続しやすいよう環境を整えます。

No	事業名	事業概要	所管課
1	延長保育	保護者が仕事と育児を両立していくことができるよう、延長保育実施体制を維持し、今後、幼稚園における預かり保育のニーズに柔軟に対応できるよう、利用時間の拡大等について検討していきます。	子ども未来課
2	一時預かり	一時預かりが可能な保育所等を増やしていきます。そのためにも、保育所入所だけでなく一時預かり事業に従事する保育士の人材確保を目指していきます。	子ども未来課
3	病児・病後児保育	保護者の子育てと就労の両立を支援するとともに児童福祉の向上を図るため、病児・病後児保育事業の拡充を目指していきます。	子ども未来課
4	育児相談	子どもの発育及び発達、栄養、育児についての相談は増加しており、今後も相談内容に応じて保健師、栄養士が育児相談を実施します。 支援が特に必要な家庭については、関係機関と連携を図ります。	健康増進課



基本施策5 経済的支援

ひとり親家庭や障がいのある人、生活が困窮している世帯などの生活を支援するため、また、生活困窮状態の改善のため、経済的支援を行うとともに、各種制度の適切な情報提供に努めます。

No	事業名	事業概要	所管課
1	児童手当	児童手当の支給等を踏まえた事業の取り組みを行います。	子ども未来課
2	児童扶養手当	児童扶養手当の支給等を踏まえた事業の取り組みを行います。	子ども未来課
3	ひとり親家庭等医療費助成事業	ひとり親家庭等の申請に基づき自己負担額を除き助成します。	子ども未来課
4	重度心身障害者医療費助成事業	重度の身体障がいまたは知的障がいを有する者(児)について、申請に基づき自己負担額を除き助成します。	環境福祉課
5	子どもの医療費助成事業	18歳までの入通院に対し助成を行い、維持していきます。	子ども未来課
6	特定教育・保育施設等の保育料等の軽減	3歳児から5歳児及び非課税世帯の0歳児から2歳児対象として施設の保育料(利用料)等を減免します。	子ども未来課
7	保育料の軽減(第2子以上入所の場合)	0歳児から2歳児入所において、第2階層から第8階層までの世帯であって、就学前2人目は2分の1、3人目以降は免除を行います。	子ども未来課
8	副食費の免除	特定教育・保育施設を利用している低所得世帯の3歳児から5歳児及び第3子にかかる副食費を免除します。	子ども未来課
9	補足給付費負担	幼稚園(未移行)における低所得世帯の子どもまたは第3子にかかる副食費を軽減します。	子ども未来課
10	ファミリー・サポート・センター利用料助成事業	利用料の一部を助成することにより、会員の負担を軽減し利用の促進を図ります。	子ども未来課
11	障がい児の発達支援	所得・年齢等に応じて利用者負担額の免除・軽減を行います。	環境福祉課
12	要保護及び準要保護児童生徒就学支援	小中学校に通学するのに、経済的に困っている保護者の方に対し、学用品や給食費等を援助します。	学校教育課

第7章 計画の推進

1 計画の推進体制

(1) 庁内推進組織

本計画を策定するにあたり、庁内策定組織としてみやき町子ども・子育て支援事業計画策定検討会議を立ち上げました。計画策定後は、子ども未来課が庁内での情報の共有や施策の総合調整を行いながら、子ども・子育て支援事業を進めていきます。

(2) 関係機関との連携

計画の推進にあたっては、必要に応じて、子ども・子育て支援に関係するあらゆる機関との連携・調整を図っていきます。

2 進行の管理

本計画の進行管理は、『PDCAサイクル』に基づき、計画の推進に努め、事業の進捗状況を管理・評価するにあたっては、利用者の視点に立ち、毎年度、点検・評価を行います。

なお、当初の計画に対して、「量の見込み」や「確保方策」などに大きな開きが見受けられる場合には、中間年度(令和4年度)を目途に計画の見直しを検討します。



資料編

1. 計画策定の経緯

期日	内容
平成30年7月24日	平成30年度 第1回 みやき町 子ども・子育て会議 ・「第2期みやき町子ども・子育て支援事業計画」の策定及び子どもの実態調査について
平成30年12月7日 ～平成30年12月21日	・「子ども・子育て支援に関するアンケート調査」「子どものいる世帯状況調査」実施
平成31年3月11日 ～平成31年3月22日	・みやき町子ども・子育て支援事業計画に係る関係団体等へのアンケート調査及びヒアリングの実施
平成31年3月27日	平成30年度 第2回 みやき町 子ども・子育て会議 ・アンケート調査、子どもの実態調査結果速報値の報告
令和元年7月9日	令和元年度 第1回 みやき町 子ども・子育て会議 ・関係団体調査報告 ・子どもの貧困アンケート結果報告 ・骨子案
令和元年10月9日	令和元年度 第2回 みやき町 子ども・子育て会議 ・次世代育成支援行動計画について
令和元年12月20日	令和元年度 第3回 みやき町 子ども・子育て会議 ・第2期みやき町子ども・子育て支援事業計画（素案）について
令和2年2月7日 ～2月21日	・「第2期みやき町子ども・子育て支援事業計画（素案）」に対するパブリックコメント実施
令和2年3月27日	令和元年度 第4回 みやき町子ども・子育て会議 ・新型コロナウイルス感染症対策により、書面にて報告
令和2年3月31日	第2期みやき町子ども・子育て支援事業計画案の答申

2. みやき町子ども・子育て会議設置条例

みやき町子ども・子育て会議設置条例

平成25年9月20日条例第25号

改正

平成26年3月12日条例第8号

平成30年3月13日条例第9号

(設置)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下、「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、みやき町子ども・子育て会議（以下、「子ども・子育て会議」という。）を設置し、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するとともに、町長の諮問に応じ、町が実施する子ども・子育て支援に関する施策について調査審議をする。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 識見を有する者
- (4) 関係団体の推薦を受けた者
- (5) その他町長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠員となったときは、速やかに補充することとし、その補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議（以下、この条において「会議」という。）は、必要に応じ会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 子ども・子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(答申)

第7条 会長は、子ども・子育て会議が町長の諮問事項に対して決議したときは、町長に答申しなければならない。

(報酬等)

第8条 委員の報酬及び費用弁償については、みやき町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償

に関する条例（平成17年みやき町条例第29号）の定めるところによる。

（庶務）

第9条 子ども・子育て会議の庶務は、民生部子ども未来課において処理する。

（委任）

第10条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、町長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 第6条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の日以後最初に開かれる会議は、町長が招集する。

附 則（平成26年3月12日条例第8号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月13日条例第9号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

3. 子ども子育て会議委員名簿

(任期：平成30年7月18日～令和2年7月17日)

◎：会長 ○副会長

選 出	所 属 等	氏 名
子どもの保護者	松若幼稚園 保護者	塚本 顕誠
	筑水幼稚園 保護者	矢俣 宣昭
	しげやす児童クラブ 保護者	西田雄一郎
子ども・子育て支援に 関する事業に 従事する者	中原幼稚園 園長	濱 一
	ひかり幼稚園 園長	◎立川 光俊
	月影幼稚園 園長	増木 明道
	風の子保育園 園長	立石 久也
	さくらの杜保育園 園長	田中 康博
	三根みどり保育園 園長	古賀 利郎
	放課後児童クラブ 室長	石井 邦彦
識見を有する者	西九州大学短期大学部幼児保育学科	大村 綾
関係団体の推薦を 受けた者	子育て支援（佐賀県放課後児童クラブ連絡会）	○石橋 裕子
	子育て支援（四季彩の丘みやき）	野田 理香
	子育て支援（とっこい広場）	大塚たつ子
	子育て支援（こども応援隊）	笹川 裕美

第2期みやき町子ども・子育て支援事業計画

発行年月：令和2年3月

編集・発行：みやき町民生部子ども未来課

〒849-0113 みやき町大字東尾6436番地4

みやき町児童館

TEL:0942-89-4097

第2期みやき町子ども・子育て支援事業計画

発行年月：令和2年3月

発行：みやき町子ども未来課

電話：0942-89-4097